

明石市協働のまちづくり推進条例

逐条解説

明石市

令和6年4月



目 次

全体構成	(1)
第 1 章 総則	(2)
第 2 章 協働のまちづくり推進の仕組み	(11)
第 3 章 協働のまちづくりのための基盤整備・市民活動への支援	(21)
第 4 章 協働のまちづくり推進組織	(25)
第 1 節 協働のまちづくり推進組織の認定	(25)
第 2 節 協働のまちづくり推進計画	(31)
第 3 節 地域交付金	(36)
第 5 章 雑則	(41)
参考資料	
1 条例の検討経過	
(1) (仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会	(41)
(2) 地域との意見交換会（ワークショップ）	(42)
(3) 協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業	(42)
2 委員名簿	(43)
3 明石市協働のまちづくり推進条例	(44)
4 明石市協働のまちづくり推進条例施行規則	(51)

全体構成

第1章 総則

- 第1条 趣旨
- 第2条 定義
- 第3条 協働のまちづくりの基本理念
- 第4条 協働のまちづくりの基本原則



第2章 協働のまちづくり推進の仕組み

- 第5条 協働のまちづくり推進の仕組み
- 第6条 市民の役割
- 第7条 協働のまちづくり推進組織の役割
- 第8条 地縁による団体の役割
- 第9条 分野型市民活動団体の役割
- 第10条 事業者の役割
- 第11条 中間支援組織の役割
- 第12条 市長等の役割

第3章 協働のまちづくりのための 基盤整備・市民活動への支援

- 第13条 意識啓発
- 第14条 人材育成
- 第15条 情報の共有
- 第16条 市民活動の場の提供



第4章 協働のまちづくり推進組織

第1節 協働のまちづくり推進組織の認定

- 第17条 協働のまちづくり推進組織の認定
- 第18条 認定内容の変更
- 第19条 認定の取消し
- 第20条 協働のまちづくり推進組織の構成員

第2節 協働のまちづくり推進計画

- 第21条 協働のまちづくり推進計画の策定
- 第22条 協働のまちづくり推進計画
に基づく協定の締結
- 第23条 協働のまちづくり協定の公表等

第3節 地域交付金

- 第24条 地域交付金の交付
- 第25条 地域交付金の額
- 第26条 交付申請
- 第27条 交付決定
- 第28条 実績報告
- 第29条 交付額の確定等
- 第30条 地域交付金の執行
に係る調査及び指導
- 第31条 交付決定の取消し
及び地域交付金の返還

第5章 雑則

- 第32条 委任

第1章 総則

趣旨

第1条 この条例は、明石市自治基本条例（平成22年条例第3号。以下「自治基本条例」という。）第20条の規定に基づき、協働のまちづくりの推進方策その他必要な事項を定めるものとする。

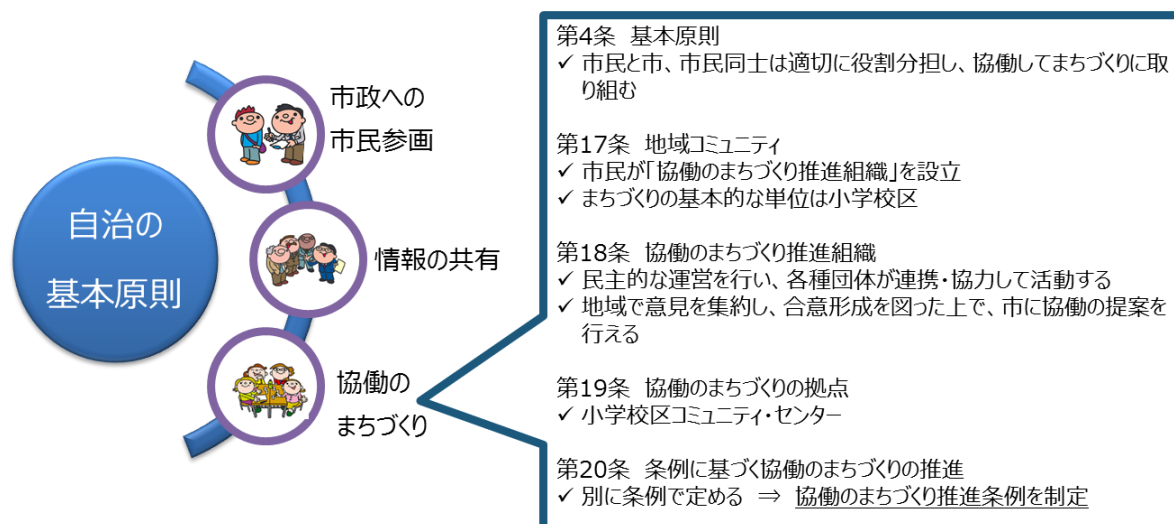
解説

明石市自治基本条例では、「市民参画」「情報の共有」「協働のまちづくり」を自治の基本原則として定めています。

明石市自治基本条例の「協働のまちづくり」に関する規定では、市民と市、市民同士が適切に役割分担してまちづくりに取り組むこと、小学校区単位でまちづくりを進める協働のまちづくり推進組織を設立すること、協働のまちづくり推進組織は様々な団体が加入し、民主的な運営を行いながら、地域の意見を集約し、合意形成を図った上で、市に協働の提案を行うことができること、小学校区コミュニティ・センターを協働のまちづくりの拠点とすることが定められています。

また、第20条に協働のまちづくりを推進するための詳細を別に条例で定める旨を規定しています。この規定に基づき、協働のまちづくりを推進する上で必要な事項を、当条例で定めています。

■ 明石市自治基本条例における「協働のまちづくり」に関する規定



定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 市民と市、市民同士が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることをいう。
- (2) 市民活動 社会的な課題の解決に向けて、市民が自主的かつ主体的に行う、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 営利を主たる目的とする活動
 - イ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (3) 市民 市内に居住する者（以下「住民」という。）、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内において事業活動若しくは市民活動を行う者若しくは団体をいう。
- (4) 市民活動団体 市内において市民活動を行う、地縁による団体、分野型市民活動団体その他の団体をいう。
- (5) 地縁による団体 自治会、町内会等地縁を基盤として形成された住民を主体とする団体をいう。
- (6) 分野型市民活動団体 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動その他の社会活動を行う団体（第8号に定めるものを除く。）をいう。
- (7) 事業者 市内において、事業活動を行う者又は団体をいう。
- (8) 中間支援組織 市民活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助を行う団体をいう。
- (9) 市長等 市長その他の執行機関（教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）をいう。
- (10) 市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての明石市をいう。

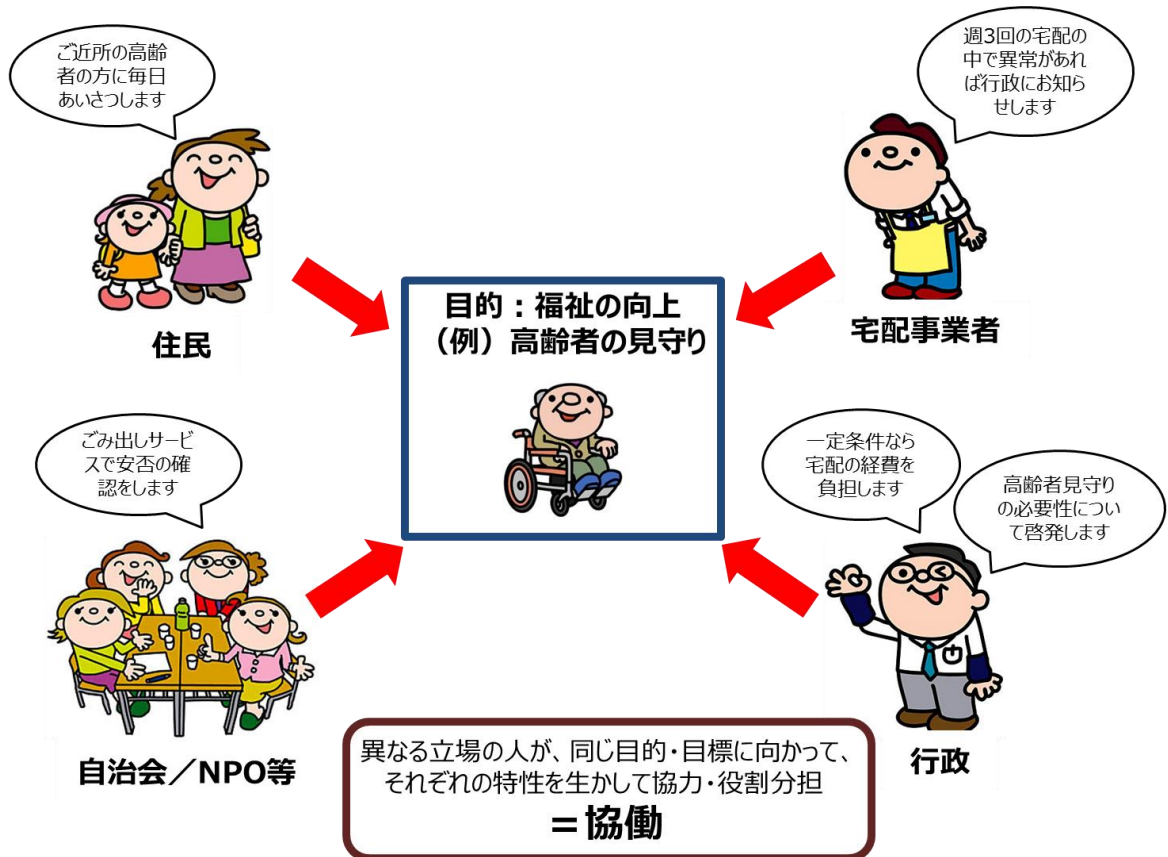
解説

本条では、解釈上の疑義をなくすため、条例中に用いられる言葉の意味をあらかじめ定めています。

<第1号>

「協働」とは、より良いまちを築き上げていくために、立場の異なるものが、ひとつの目的や目標に向かって、お互いを尊重し合いながら、それぞれの特性を生かして、協力、役割分担しながら取り組むことをいいます。

■協働とは



		立場	活動	目的
共同	複数の人や団体が、同じ目的のために一緒に事を行ったり、同じ条件・資格でかわたりすること	同じ	同じ	同じ
協同	複数の人または団体が、力を合わせて物事を行うこと	異なる	同じ	同じ
協働	同じ目的のために、異なる立場のものが協力して共に働くこと	異なる	異なる	同じ

<第2号>

「市民活動」とは、不特定多数の人を対象にした、社会的な課題を解決するための市民の自主的な活動です。自治会・町内会などの地縁による団体やボランティア団体等の分野型市民活動団体など様々な団体や個人が提供する活動であり、団体等の種別を問いません。

<第3号>

「市民」とは、市内に居住するもののほか、市内で働き、学ぶ人、事業者、市民活動を行う者や団体など、明石市自治基本条例と同様に、幅広くとらえています。

<第4号>

「市民活動団体」とは、自治会・町内会などの地縁による団体やボランティア団体等の分野型市民活動団体など、市内で市民活動を行う団体のことをいいます。

<第5号>

「地縁による団体」とは、自治会・町内会など地縁を基盤とした市民活動団体のことをいいます。

<第6号>

「分野型市民活動団体」とは、特定非営利活動促進法に規定されている特定非営利活動等を行うNPO法人やボランティア団体等の市民活動団体のことをいいます。

■「地縁による団体」／「分野型市民活動団体」の例

カテゴリ	活動範囲		
	小エリア	小学校区	小学校区超
地縁による団体 (地区別)	自治会・町内会	校区連合自治会	
地縁による団体 (属性別)	高年クラブ、婦人会、子ども会	PTA、校区高年クラブなど	
地縁による団体 (分野別)	民生児童委員、消防団など	防犯協会、SG、保健衛生推進員、ごみ減量推進員、人権啓発員など	青少年愛護協議会、人権推進員など
分野型 市民活動団体	NPO、ボランティア団体		

<第7号>

「事業者」とは、市内に事務所等を置いている、いないにかかわらず、あるいは営利・非営利の活動を問わず、市内において事業活動を行う者や団体のことをいいます。

<第8号>

「中間支援組織」とは、まちづくりを活性化させるために組織が持つノウハウ、情報、ネットワーク等を活用し、まちづくりに取り組む各主体の活動を支援する組織のことをいいます。

<第 9 号>

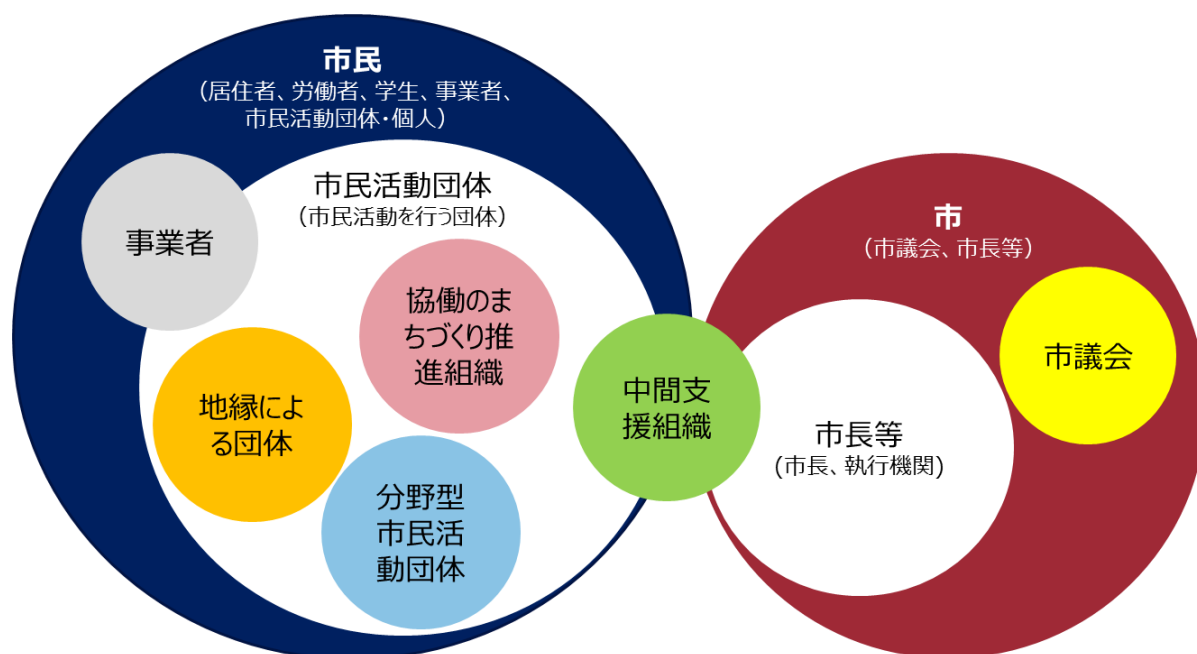
「市長等」は、地方自治法上の執行機関を指しています。明石市では、市長のほか、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（地方自治法第 180 条の 5）が執行機関として市の行政を担っています。

なお、地方公営企業の管理者及び消防長は、特別の法律に基づく権限を有していますが、地方自治法上、独立した執行機関ではなく、長の補助機関であるため、市長に含めています。

<第 10 号>

この条例において、「市」とは、地方自治法第 1 条の 3 及び第 2 条第 3 項に定める基礎自治体としての明石市を指しています。具体的には、市民が参画や協働を行う相手となる市議会と市長等を指しています。

■まちづくりに取り組む各主体の関係性



協働のまちづくりの基本理念

第3条 市民と市、市民同士は、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むことにより、社会的な課題の解決を図り、もって地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造を目指すものとする。

解説

まちづくりの目指す方向性やそれを達成するための基本方針を理念として定めています。

内容は、平成18年2月に明石市協働のまちづくり推進検討会議から受けた「協働のまちづくり提言」と、明石市自治基本条例第4条第2号において自治の基本原則として定められる「市民と市、市民同士は、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むこと」という内容を踏まえています。

「社会的な課題」とは、従来から取り組んでいる防災や防犯活動、ゴミ減量、リサイクル活動などの他、障がい者の方々の社会参加や児童虐待、セルフネグレクトなど、社会的包摂の観点から取り組むべき課題や、今後発生する様々な社会的問題を含んでいます。

市と市民、市民同士がそれぞれに様々な「社会的な課題」を把握し、共有していくプロセスがまずは重要であり、その後に、互いの特性を尊重し認め合い、自律的な行動による適切な役割分担を進めることで「社会的な課題」を解決することが望ましいと考えます。

○セルフネグレクトとは

必要な食事をとらず、医療を拒否し、不衛生な環境で生活が続け、家族や周囲から孤立し、孤独死に至るケースが問題になっています。これを防止するために、地域社会による見守りなどの取り組みが必要と言われています。

○社会的包摂とは

心身上、あるいは社会的な様々な問題が重なった結果、雇用や家族、コミュニティなどの社会のあらゆる関係性から切り離され、社会との繋がりが極めて希薄になってしまっている人やその可能性がある人に社会参加を促して、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方です。

■ 基本理念のフロー

適切な役割分担と連携による協働

社会的な課題の解決

地域の個性を生かした、
質の高い、心豊かな
社会の創造



協働のまちづくりの基本原則

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、協働のまちづくりを推進するものとする。

- (1) 目的共有の原則 市民と市、市民同士は、協働によって達成しようとする目的を共有すること。
- (2) 自主性尊重の原則 市民と市、市民同士は、互いの自主性を尊重すること。
- (3) 相互理解の原則 市民と市、市民同士は、互いの情報の交換と対話を通じて相互に理解を深めること。
- (4) 対等の原則 市民と市、市民同士は、共に公共サービスの担い手、まちづくりの当事者として、対等の関係にあること。
- (5) 補完の原則 市民と市、市民同士は、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かすとともに、互いの活動や公共サービスの範囲を補い合うこと。
- (6) 情報共有の原則 市民と市、市民同士は、互いに情報を共有し合うこと。

解説

協働を進めていくうえで、市民と市が守るべきルールを定めています。

内容は、平成18年2月に明石市協働のまちづくり推進検討会議から受けた「協働のまちづくり提言」で示されている6つの原則を踏まえています。この6つの原則に基づいて協働でまちづくりを進めることが、基本理念に近づくために重要であると考えます。

■ 協働のまちづくりの基本原則



<第 1 号 目的共有の原則>

何のために協働するのか、事業の目指すべきところはどこなのか、を事前に確認し協力していくことが必要です。

<第 2 号 自主性尊重の原則>

お互いを尊重しながら、自立した関係を保ちつつ、それぞれが自己決定、自己責任のもとで活動する組織であることを踏まえ、それぞれの自主性を妨げないように課題を解決していくことが必要です。

<第 3 号 相互理解の原則>

お互いの立場や特性を十分に理解したうえで、それぞれの果たすべき役割、責任分担等を明確にし、情報の交換と対話を通じて理解を深めながら、信頼関係を築いていくことが必要です。

<第 4 号 対等の原則>

上下主従の関係ではなく、対等な横の関係を保ちながら、共に公共サービスの担い手、まちづくりの当事者であるパートナーとして、まちづくりに取り組んでいくことが必要です。

なお、「公共サービスの担い手」という表現については、市民に行政サービス全てを肩がわりさせるということではなく、効果的・効率的なサービスを提供していく一つの手法として、公と私の協働を進めていこうということです。

<第 5 号 補完の原則>

互いの資源や専門性を生かすとともに、互いの活動や公共サービスの範囲を補い合う関係を築くことが必要です。

<第 6 号 情報共有の原則>

互いに積極的に情報を提供し、情報の共有や透明性の確保に努めていくことが必要です。

第2章 協働のまちづくり推進の仕組み

協働のまちづくり推進の仕組み

第5条 協働のまちづくりは、市民及び市が、それぞれの活動範囲において次条から第12条までに定める役割を果たしてまちづくりに取り組むこと、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための仕組みを整えること及び市民と市、市民同士の連携を強化することにより推進するものとする。

2 市民は、自治基本条例第17条第1項の規定に基づき、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための組織（以下「協働のまちづくり推進組織」という。）を設立する。

3 協働のまちづくり推進組織が担うまちづくりの基本的な単位は、小学校区とする。

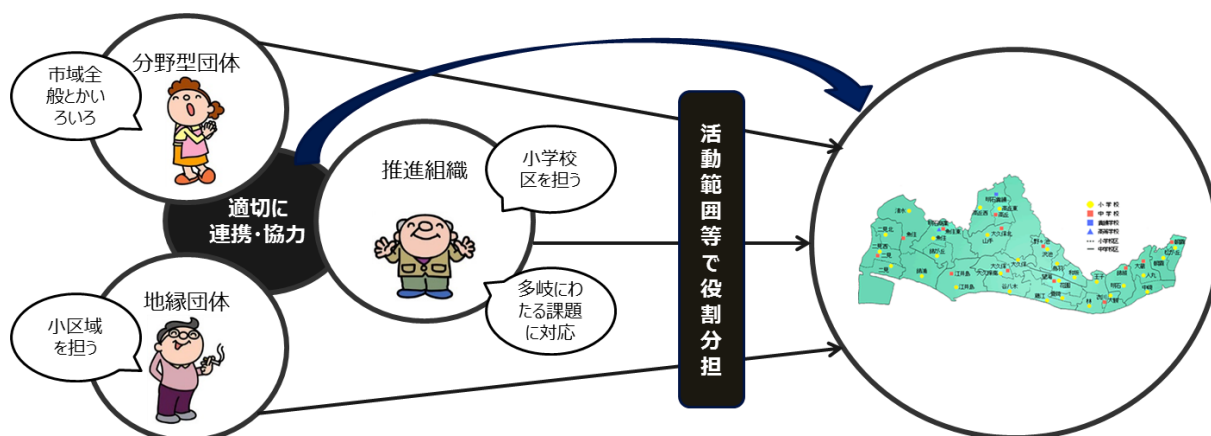
4 小学校区コミュニティ・センターを協働のまちづくりの拠点と位置付け、まちづくりの場とする。ただし、協働のまちづくりをより一層効果的に推進することができる場合は、小学校区コミュニティ・センターに加え、他の施設をまちづくりの場とすることができる。

解説

明石市自治基本条例では協働のまちづくりに関する規定として、小学校区単位のまちづくりを「協働のまちづくり推進組織」が担っていく事が定められています。しかしながら、小学校区単位だけでまちづくりは進められるものではありません。

まちづくりは、自治会などの「地縁による団体」や、ボランティアやNPOなど分野（テーマ）ごとに活動を行っている「分野型市民活動団体」など、様々な団体や個人が、それぞれの特性を生かしながら、異なる活動エリアで進められています。協働のまちづくりの推進においては、それぞれが個性を生かしつつ役割分担し、適切に連携・協力していくことが重要になりますので、それを仕組みとして定めています。

■ 協働のまちづくり推進の仕組み



<第 1 項>

まちづくりに取り組む各主体が、①それぞれの活動範囲において、それぞれの役割を果たすこと、②地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための仕組みを整えること、③必要に応じて連携・協力することで、協働のまちづくりを推進することを定めています。

<第 2 項>

第 1 項の③地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための仕組み（組織）を市民が設立することを定めています。この内容は、明石市自治基本条例第 17 条第 1 項に規定されています。

<第 3 項>

第 2 項で定める協働のまちづくり推進組織の基本的な単位を小学校区とすることを定めています。この内容は明石市自治基本条例第 17 条第 2 項に規定されています。

<第 4 項>

明石市自治基本条例第 19 条に規定されるとおり、小学校区コミュニティ・センターを協働のまちづくりの拠点とし、まちづくりの場とすることを規定しています。なお、より一層まちづくりを効果的に進められる場合は、小学校区コミュニティ・センター以外の施設もまちづくりの場とすることができます。

市民の役割

第6条 市民は、自主的かつ主体的にまちづくりに取り組むとともに、市及び他の市民と適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、協働のまちづくりに関する理解を深めるよう努めるものとする。

解説

各種団体に属する、属さないに関係なく、全ての市民に共通する基本的な役割を定めています。

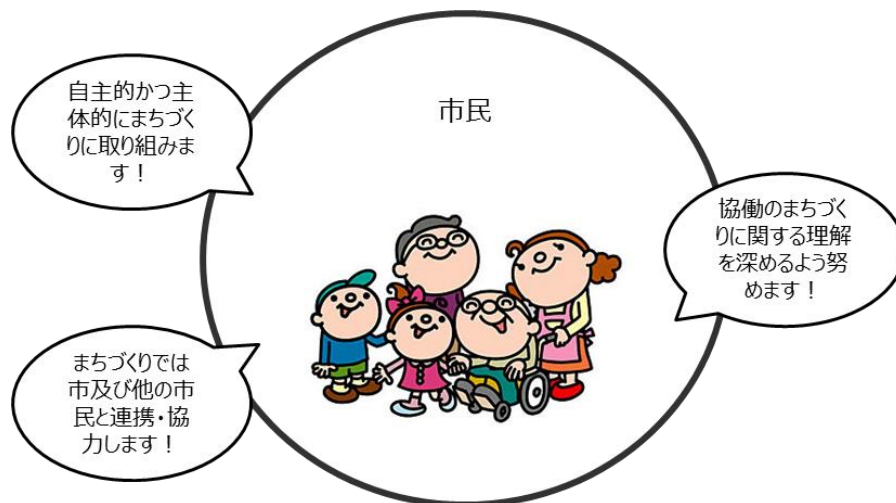
<第1項>

市民がまちづくりの主役であり、自主的かつ主体的にまちづくりに取り組むこと、並びに、市や他の市民と適切に役割分担しながら、協働してまちづくりに取り組むことを定めています。

<第2項>

住みよいまちの実現を図るための第一歩として、まず主役である市民が、協働のまちづくりに関する理解を深めるよう努めることを定めています。

■市民の役割



協働のまちづくり推進組織の役割

第7条 協働のまちづくり推進組織は、当該協働のまちづくり推進組織を構成する個人又は団体のみならず、その基本的な活動範囲とする小学校区（以下「活動小学校区」という。）の全ての市民を対象として、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するよう努めるものとする。

解説

協働のまちづくり推進組織は、多岐にわたる地域課題に総合的に対応していく組織であることから、組織に参画する、しないに関わらず、できる限り該当区域の市民全般を対象とした活動を行うように努めることを定めています。

また、明石市自治基本条例第18条第2項及び第3項で定められている「地域で意見を集約し、合意形成を図った上で、まちづくりに関する協働の提案を市長等に行うことができる」という役割も有していることから、協働のまちづくり推進組織は、地域の多種多様な団体や個人が参加できるだけでなく、総合的に地域住民の意見を汲み取るようにしていかなければなりません。

したがって、その運営は、より多くの市民の参画を促すため、地域の課題やまちづくりのビジョンを共有し、協働でまちづくりを担うことを希望する全ての人に対して開かれた形で、民主的な手続をもって運営されるべきであると考えます。また積極的に情報公開することで、地域住民からの理解を得るように努めていく必要があると考えます。

■ 協働のまちづくり推進組織の役割



地縁による団体の役割

第8条 地縁による団体は、その地縁の基礎となる区域に住所を有する住民同士の連携を深めるよう努めるとともに、自主的かつ主体的な活動により、当該区域の身近な課題に対応するよう努めるものとする。

2 地縁による団体は、その地縁の基礎となる区域のまちづくりを担う協働のまちづくり推進組織の運営及び活動に積極的に参画し、又は協力するよう努めるものとする。

解説

自治会・町内会など地縁による団体の役割を定めています。

<第1項>

地縁による団体は自らの活動対象とする区域の住民の絆を深め、身近な課題を解決するよう努めることを定めています。

地域のまちづくりを担う根幹の組織であることから、その運営については、閉鎖的ではなく誰でも参加しやすいものであるとともに、その活動等が住民の理解を得るよう努めることが必要と考えます。

<第2項>

地縁による団体は協働のまちづくり推進組織の中心的な構成員であることから、協働のまちづくり推進組織に積極的に参画・協力していくように努めることを定めています。

■ 地縁による団体の役割



分野型市民活動団体の役割

第9条 分野型市民活動団体は、その活動する分野における知識及び経験を活用して、協働のまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 分野型市民活動団体は、協働のまちづくり推進組織その他の市民活動団体と連携し、又は協力するよう努めるものとする。

解説

ボランティア団体や NPO 法人など、分野（テーマ）ごとに市民活動を行っている分野型市民活動団体の役割を定めています。

<第1項>

分野型市民活動団体の特長である専門性を生かし、協働のまちづくりの推進に努めることを定めています。

<第2項>

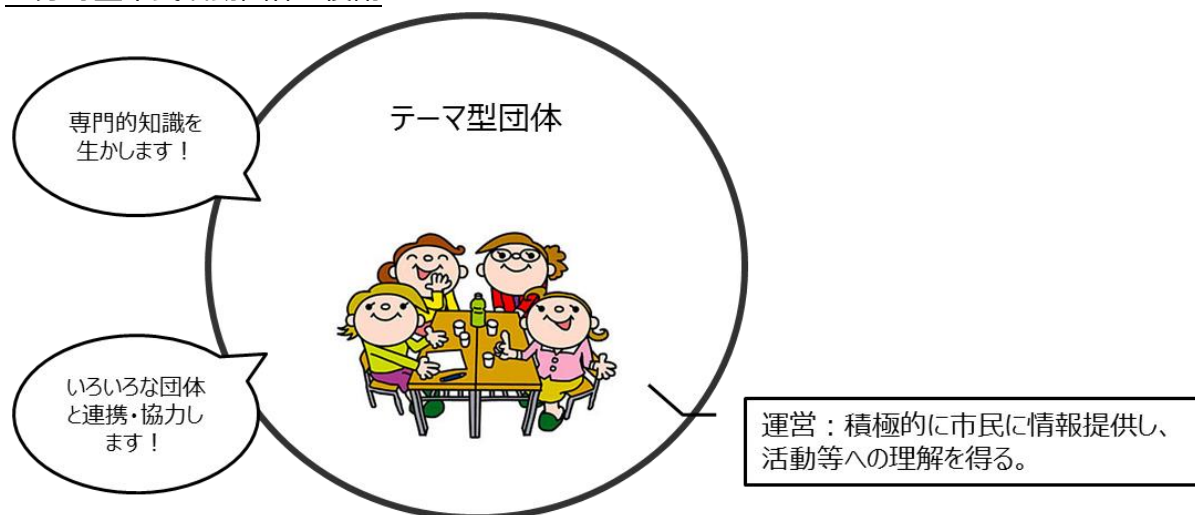
分野型市民活動団体が、協働のまちづくり推進組織や分野型市民活動団体同士など、自らの団体以外の市民活動団体と連携・協力するように努めることを定めています。

分野型市民活動団体には、特定の地域で活動する団体や個人と、市域全体やそれ以上の範囲で活動する団体や個人があります。特定の地域で活動する団体や個人であれば、協働のまちづくり推進組織に加入し、構成員として活動しやすいですが、市域全体やそれ以上の範囲で活動する団体や個人が特定の協働のまちづくり推進組織に加入し、構成員として活動することは少し難しいかも知れません。

しかしながら、特定の地域で活動する団体や個人はもちろん、このような市域全体やそれ以上の範囲で活動する団体や個人も可能な限り、協働のまちづくり推進組織に積極的に関与し、共に協力してまちづくりを進めていくことが重要だと考えます。

また、分野型市民活動団体は、様々な団体との連携・協力を更に促進するため、積極的に市民に情報提供し、理解を得ていくことが必要になると考えます。

■ 分野型市民活動団体の役割



事業者の役割

第10条 事業者は、自らが地域社会の一員であることを自覚し、地域社会との連携を深めるとともに、地域の公共的又は公益的な活動に自主的に協力し、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

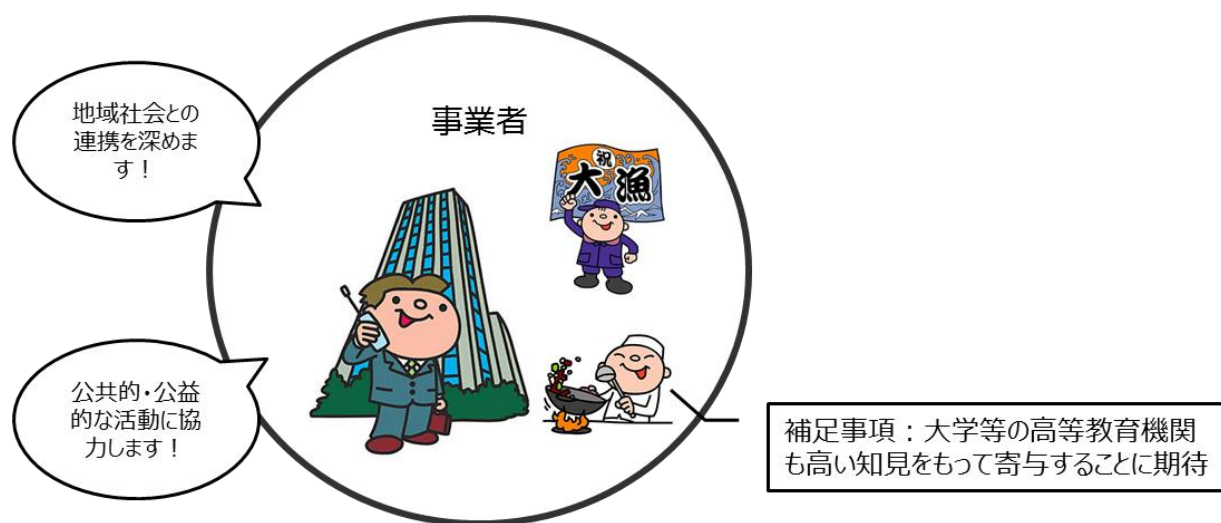
解説

少子高齢化や人口減少など社会環境の変化に伴い、事業者のまちづくりへの貢献が更に求められることから、その役割について定めています。

内容としては、①地域社会との調和を図ること、②公共的・公益的活動に協力することで、協働によるまちづくりに寄与していくことを努力義務として定めています。

なお、事業者には、企業や商店、商店街など以外に、大学・専門学校などの高等教育機関も含まれると考えます。このような大学・専門学校などの高等教育機関には、高い知見を持って協働のまちづくりの推進に寄与することが期待されています。

■事業者の役割



中間支援組織の役割

第 1 1 条 中間支援組織は、市民に対し、市民活動の活性化を図るための支援を行うとともに、市民と市、市民同士の連携を促進し、又は調整を行うよう努めるものとする。

解説

地域活動の活性化と効率的な運営並びに地域間の差の解消を図るには中間支援組織による外部からの支援が効果的であると考えられることから、その役割について定めています。

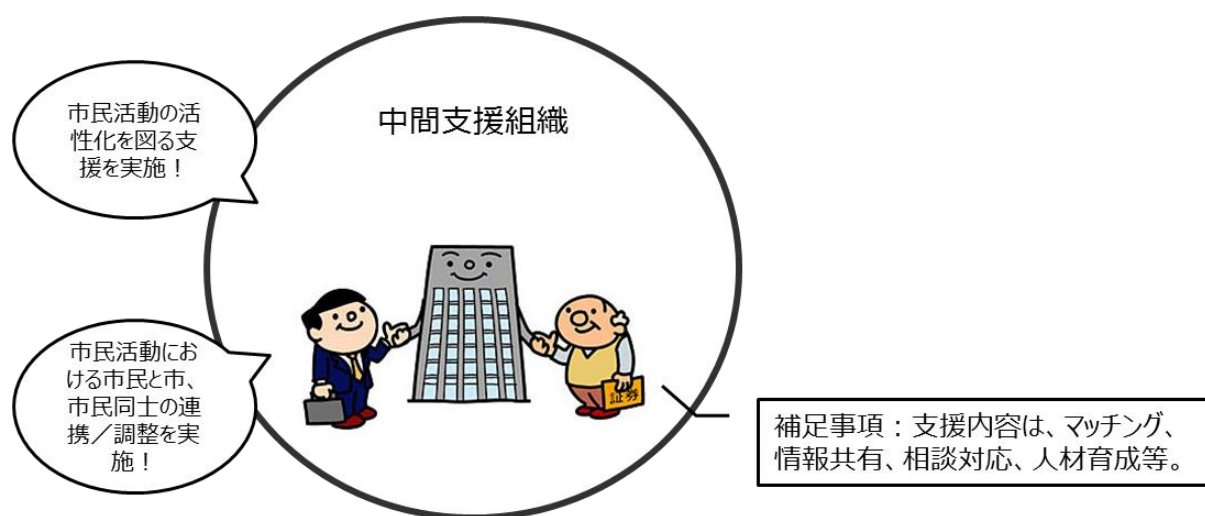
中間支援組織は、交流・活動支援、情報共有、相談対応、人材育成などを行うことで、協働のまちづくり推進組織や地縁による団体、分野型市民活動団体など市民活動団体が抱える課題を解決する役割が期待されます。

また、中間支援組織は、市と市民を繋ぐだけでなく、市民同士を繋いでいくことで、まちづくりの課題のより効果的な解決をコーディネートしていく役割も期待されます。

<検討委員会での主な意見>

- 協働のまちづくり推進組織の人材育成においては、協働のまちづくり推進組織の中に、中間支援組織の機能（交流・活動支援、情報共有、相談対応）を有するような人材を育てる視点が重要になる。

■ 中間支援組織の役割



市長等の役割

- 第 1 2 条 市長等は、自治基本条例第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、市民と共に協働の仕組みづくりに取り組むものとする。
- 2 市長等は、自治基本条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次章に定めるとおり、まちづくりのための基盤整備を図るとともに、市民との円滑な連携を図るため、市民活動への支援を行うものとする。
- 3 市長等は、市民が専門性、地域性等を生かすことのできる分野において、協働の機会の創出に努めるものとする。

解説

市民活動全般への支援など市長等の役割を定めています。

<第 1 項>

明石市自治基本条例にも規定されているとおり、市長等が市民と協働して、協働の仕組みづくりに取り組む責務を負うことを定めています。

<第 2 項>

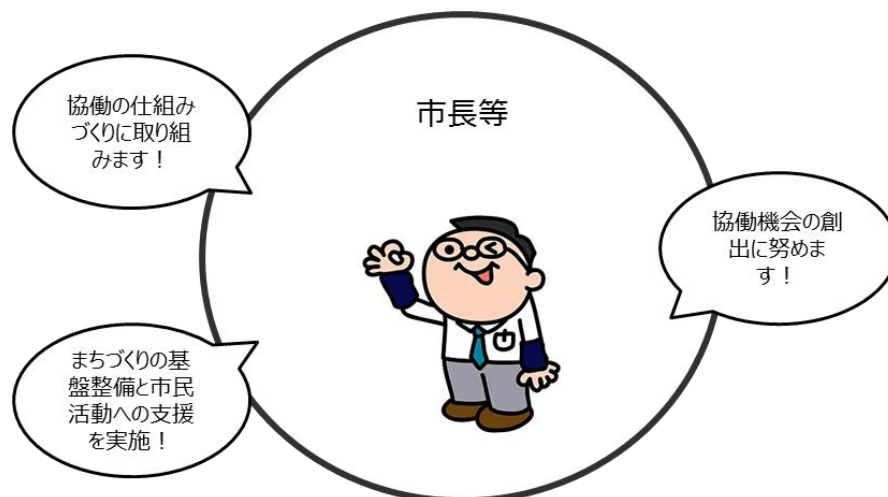
明石市自治基本条例にも規定されているとおり、市長等がまちづくりのための基盤整備及び市民活動への支援を行うことを定めています。

なお、基盤整備及び市民活動への支援の内容は、「第 3 章 協働のまちづくりのための基盤整備・市民活動への支援」の第 13 条から第 16 条に規定しています。

<第 3 項>

市は、政策効果を高める目的で、専門性、地域性等の特性を生かせる分野において、市民との協働機会を創出することを定めています。

■市長等の役割



第 3 章 協働のまちづくりのための基盤整備・市民活動への支援

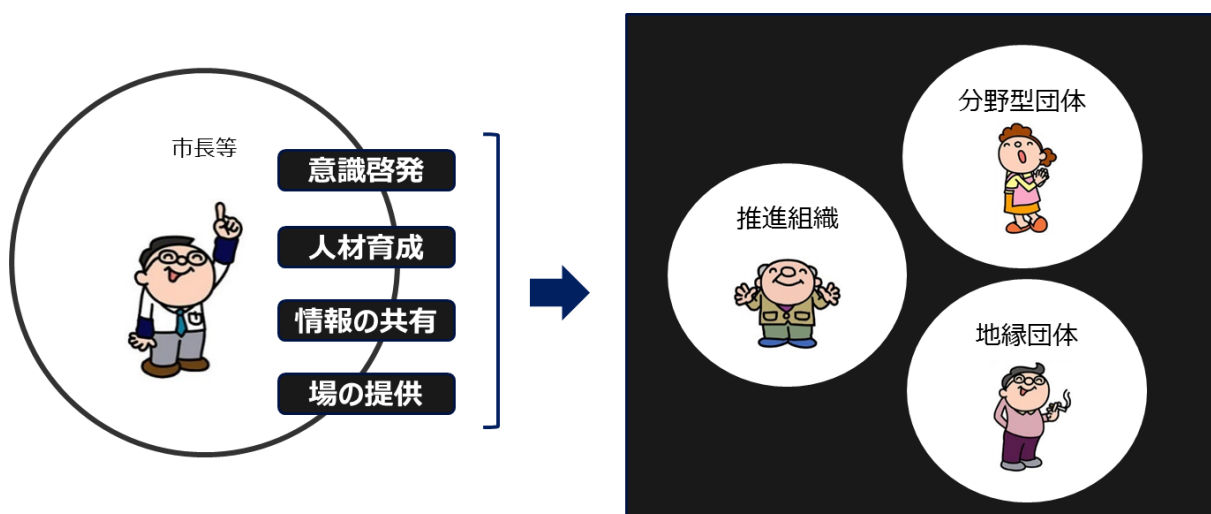
意識啓発

第 13 条 市長等は、市民の協働のまちづくりに対する理解と関心を深めるための啓発に努めるものとする。

解説

まちづくりに取り組む人を増やすにはまず、市民のまちづくりに関する関心を高めていく必要があります。市民のまちづくりに対する理解と関心を深めるために、市長等が市民に対する意識啓発に努めることを定めています。

■ 市長等による市民活動への支援内容



人材育成

第14条 市長等は、市民が協働のまちづくりについて必要な知識及び能力を得ることができるよう、協働のまちづくりに関する情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市長等は、職員の協働のまちづくりに関する意識を高めるよう努めるとともに、協働のまちづくりについて必要な知識及び能力を有する職員の育成に努めるものとする。

解説

協働のまちづくりを推進するため、市長等が、地域の人材を育成するための支援を行うこと、並びに市職員の育成等に努めること、を定めています。

<第1項>

まちづくりにおいて、リーダーの存在は非常に重要であり、そのなり手を増やしていくことが、まちづくりの更なる充実に必要と考えます。また、まちづくりに携わる人を更に増やしていくことで、まちづくりの継続性を確保していくことも重要となります。

このようなことから、市長等が、市民への情報提供等により、地域の人材を育成するための支援を行うことを定めています。

<第2項>

市長等による市職員の育成について規定しています。市民との協働のまちづくりを進めていくためには、市職員が率先して協働の重要性について認識を深めていく必要があります。

<検討委員会での主な意見>

- 人材育成においては、コーディネーターを育成するという視点を持つことが重要である。
- 協働のまちづくり推進組織メンバーや市民活動団体など多様なまちづくりの主体により育成プログラムを作成すれば魅力的な内容のプログラムができるのではないかな。
- 実際の育成に当たっては、地域に関わり地域での取り組みを実践するという人材が必要なことから、座学だけではなく実践を通しての育成を行うことも必要ではないかな。

情報の共有

第15条 市長等は、市民活動に必要な情報を市民に公開し、及び提供するものとする。

2 市長等は、市民活動団体による市民活動の情報の発信に協力するものとする。

3 市長等は、市民同士がまちづくりに関する情報を交換し、共有するためのネットワークづくりに努めるものとする。

解説

協働を進める上で、対等なパートナーとして情報共有を図ることが重要であることから、情報共有を図るために市が取り組むべきことを定めています。

<第1項>

市長等が市民活動に必要な情報を積極的に提供していくことを定めています。

<第2項>

市民活動団体が市民に情報発信する際に、市長等が可能な範囲で協力していくことを定めています。

<第3項>

市長等は協働のまちづくりを推進するために、市民が情報を共有できるネットワークづくりに努める事を定めています。

まちづくりの課題は小学校区単位だけではなく、それよりも小さな範囲や、それよりも広域な範囲にもあります。まちづくりに取り組む市民のネットワーク化を図ることで情報共有と連携が進み、様々な範囲のまちづくりの課題をよりスムーズに解決することができるのではないかと考えます。

協働のまちづくり推進組織の連合体等のネットワーク化を進めるなど、例えば、小学校区よりも大きな範囲の課題については、適切な単位で集まって情報交換し、連携することで解決を図っていくということにも期待したいと考えます。

また、これに広域で活動する分野型市民活動団体のノウハウも加えるなど、様々な市民活動団体の強みを活かせるようなネットワーク化への支援を行っていくことが重要と考えます。

<検討委員会での主な意見>

- 自分たちだけではまちづくりが進められない地域も出てくるのが想定されるので、このような地域と他の地域との地域間の差を解消するために、もう少し大きな視点のネットワークを構築し、その中で地域間の差を調整するような仕組みを検討する必要がある。
- 地域間の差を解消し、全ての地域が等しくまちづくりに取り組めるようにするための手法の一つとして、地域間のネットワークづくりは有効である。

市民活動の場の提供

第16条 市長等は、市民に対し、市民活動を行うための場の提供に努めるものとする。

解説

「市民自治」をより充実するため、市長等は、よりまちづくりが進みやすい適切な形で、市民活動を行うための場の提供に努めることを定めています。



第4章 協働のまちづくり推進組織

第1節 協働のまちづくり推進組織の認定

協働のまちづくり推進組織の認定

第17条 市長は、次に掲げる要件のすべてを満たす市民活動団体を協働のまちづくり推進組織として認定することができる。

- (1) 特定の小学校区を基本的な活動範囲とすること。
- (2) 地縁による団体のほか、分野型市民活動団体等の多様な主体が、運営及び活動に参画していること。
- (3) 民主的で開かれた運営が行われ、その方法が規約に定められていること。
- (4) 事業や運営を計画的に行っていること。
- (5) 事業計画、予算、決算、会計処理等に係る資料を公開することにより、運営の透明性を確保していること。
- (6) 運営及び活動に参画できるものを特定の個人又は団体に限定していないこと。
- (7) 正当な理由なく、市民が運営及び活動に参画することを拒むものでないこと。
- (8) 代表者及び役員が、その構成員の意思に基づき、民主的に選出されていること。
- (9) 特定の個人又は団体の利益に寄与することを目的としないこと。

2 前項の規定による認定は、一小学校区について一団体に限り行うものとする。

3 第1項の規定による認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

解説

市長が、協働のまちづくり推進組織を認定する要件等について定めています。

市と協働のまちづくり推進組織は対等なパートナーとして認め合い、まちづくりに取り組むことが原則となります。

<第1項 第1号>

小学校区単位のまちづくりを進めるため、概ね小学校区を活動範囲としていることを認定の要件として定めています。

<第1項 第2号>

自治会・町内会をはじめとした各種団体や個人、事業者などさまざまな団体、個人が連携・協力する組織であることを認定要件として定めています。

<第1項 第3号>

民主性、開放性をもった運営が行われており、その運営を行うためのルールが協働のまちづくり推進組織の規約に定められていることを認定要件として定めています。

組織運営の中で多様な意見が取り入れられていくことが重要であり、例えば、組織への参加方法や組織の意思決定方法を規約で明確化するなど、多様な意見を取り入れるための方法を明らかにしておくことで、民主性、開放性を継続的に確保することが可能となります。

<第1項 第4号>

事業や組織運営を計画的に進めていることを認定要件として定めています。

第21条に規定する協働のまちづくり推進計画を策定する過程で、自分たちのまちをどのようなまちにしたいのかを考え、計画的に事業を実行することで、地域住民が同じ目標に向かってまちづくりに取り組むことはもちろん、それぞれの場面で事前に話し合って適切に役割分担していくことで効果的・効率的なまちづくりが可能となります。

<第1項 第5号>

事業計画、予算、決算、会計処理等に係る資料など、自らの取組みを公開する等、透明性をもった組織運営を行っていることを認定要件として定めています。

より多くの意見を得るなど組織運営への参画を促すためには、事業計画書や予算書等を地域住民に積極的に情報公開するなど、取り組みや運営を知って貰うことが大事になります。

また、交付金等の使途を地域住民の多くの目で確認することにより、お金の適正な執行に繋げていく必要があります。

<第1項 第6号／第7号>

組織の活動や運営に関わることができる人を特定の個人や団体に限定せず、原則として、可能な範囲で開放性をもった組織運営を行っていることを認定要件として定めています。

<第1項 第8号>

代表者や役員が民主的に選ばれていることを認定要件として定めています。

<第1項 第9号>

特定団体、特定個人の個別利益に寄与する活動は行っていないことを認定要件として定めています。

なお、特定団体、特定個人の個別利益に寄与する活動には、宗教活動、政治宣伝活動、選挙活動なども含まれます。

■ 協働のまちづくり推進組織の主な認定要件



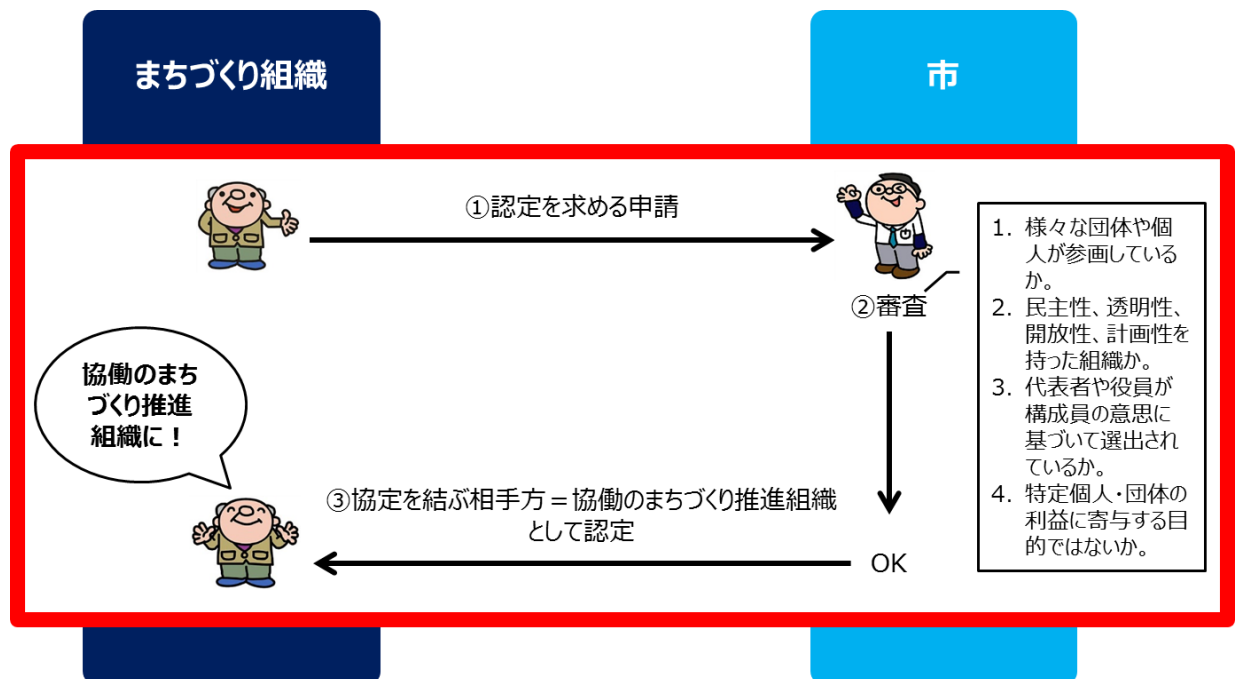
<第2項>

認定する組織は一小学校区に一団体とすることを定めています。

<第3項>

認定を求める組織は、市長に申請することを定めています。認定までの手続きの概要は以下のとおりです。

■ 協働のまちづくり推進組織の認定手順



認定内容の変更

第 18 条 協働のまちづくり推進組織は、前条第 3 項の規定による申請の内容に変更があったときは、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。

解説

第 17 条第 3 項に規定する協働のまちづくり推進組織の認定申請の内容に変更があったときは、変更申請を行う必要があることを定めています。

認定の取消し

第 19 条 市長は、協働のまちづくり推進組織が、次の各号のいずれかに該当するときは、協働のまちづくり推進組織の認定を取り消すものとする。

- (1) 第 17 条第 1 項各号の要件に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により協働のまちづくり推進組織の認定を受けたとき。

解説

①協働のまちづくり推進組織の要件を満たさなくなったとき、②偽りや不正によって認定を受けたときは、認定を取り消すことを定めています。

協働のまちづくり推進組織の構成員

第20条 協働のまちづくり推進組織は、地縁による団体、分野型市民活動団体、事業者、個人等の多様な主体で構成されるものとする。

2 自治会及び町内会は、協働のまちづくり推進組織を構成する主要な団体であり、等しくまちづくりの成果を享受する地域住民は、自治会及び町内会のコミュニティ活動に自主的かつ主体的に参画するように努めるものとする。

3 市民は、協働のまちづくり推進組織の運営又は活動に参画して市民活動を行う場合は、自己又は特定の個人若しくは団体の利益を図ることを目的としてはならない。

解説

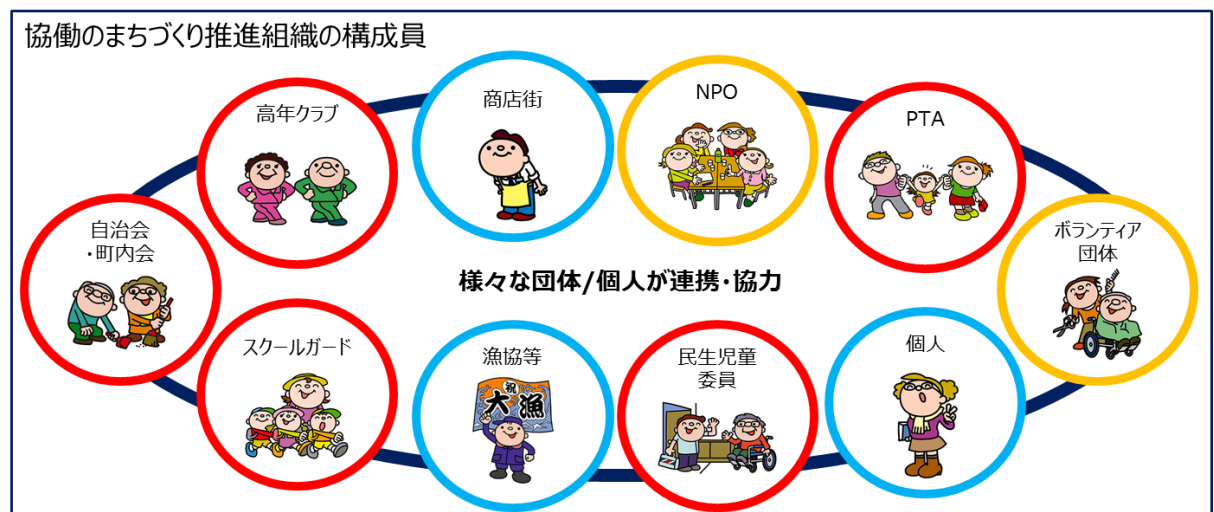
協働のまちづくり推進組織の性格を明らかにするため、組織の構成員について定めています。

<第1項>

協働のまちづくり推進組織はさまざまな団体や個人で構成されることを定めています。

明石市自治基本条例第18条第1項では、協働のまちづくり推進組織の地域での組織づくりや活動にあたっては、地域内の各種団体間の連携、協力を努めることを規定しています。

■ 協働のまちづくり推進組織の構成員



<第2項>

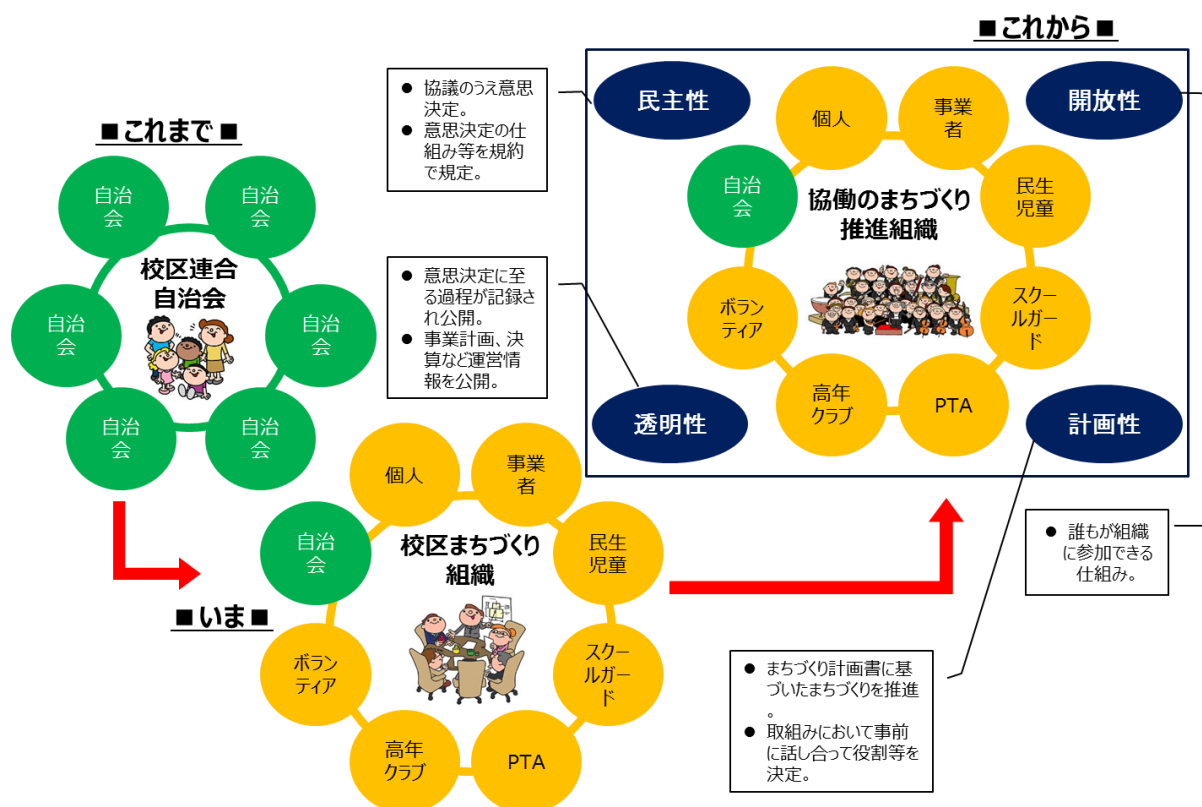
協働のまちづくり推進組織は、さまざまな団体や個人などで構成されますが、この中で自治会・町内会は、これまでも地域の総合的な課題解決に取り組んでいることから、協働のまちづくり推進組織を構成する主要な団体になると考えます。地域住民は、自治会・町内会の活動に自主的、主体的に参画することで、地域のまちづくりを支えていくように努めることを定めています。

<第3項>

協働のまちづくり推進組織は小学校区を代表する公共性の高い組織であることから、構成員が協働のまちづくり推進組織のメンバーとして活動する時は、特定団体、特定個人の個別利益に寄与する活動は行わないように気をつける必要があることを定めています。

なお、特定団体、特定個人の個別利益に寄与する活動には、宗教活動、政治宣伝活動、選挙活動なども含まれます。

■小学校区単位のまちづくり組織の変遷



第 2 節 協働のまちづくり推進計画

協働のまちづくり推進計画の策定

第 2 1 条 協働のまちづくり推進組織は、活動小学校区における協働のまちづくりに関する基本的な計画（以下「協働のまちづくり推進計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 協働のまちづくり推進組織は、協働のまちづくり推進計画を策定するに当たっては、民主的な手続を経るよう努めるほか、活動小学校区の住民の意見を聴くよう努めるものとする。策定した協働のまちづくり推進計画を変更しようとするときも同様とする。

3 市長等は、協働のまちづくり推進計画が前項に定めるところに従い策定又は変更されたものである場合は、協働のまちづくり推進計画に規定される内容（次条第 2 項各号に掲げる事項及び本市の長期総合計画、都市計画マスタープランその他まちづくりに関する重要な基本計画（以下「長期総合計画等」という。）に適合しない部分を除く。）が実現されるよう適切な配慮を行うものとする。

解説

協働のまちづくり推進組織が策定する協働のまちづくり推進計画について定めています。

<第 1 項>

小学校区単位でみんなの力を合わせて協働のまちづくりを進める上では、まず、協働のまちづくり推進組織の要件を満たした上で、その地域のまちづくりのビジョンを明確にすることが重要になると考えます。地域住民の想いがつまった地域の基本的な計画書（協働のまちづくり推進計画）を策定するように努めることを定めています。

<第 2 項>

協働のまちづくり計画が小学校区のみならず、例えば、計画書の検討チームに誰でも参加できたり、住民を対象としたアンケートを実施したり、誰でも参加できるワークショップを開催したり、計画書案に対するパブリックコメントを実施するなど、できるだけ誰もが計画づくりに参画できる形で策定するように努めることを定めています。

また、計画を変更する場合においても、同様の点に留意しながら策定するよう努めることを定めています。

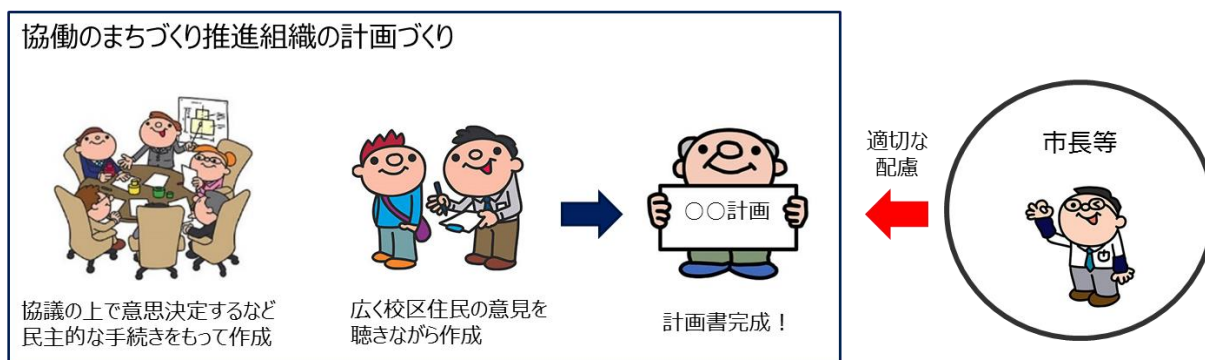
<第 3 項>

第 2 項に定めるとおり、民主的な手続を経て策定され、長期総合計画などの市の方向性と調和がとれた内容の協働のまちづくり推進計画については、市長等は計画の内容が実現されるよう適切な配慮を行うことを定めています。

＜検討委員会での主な意見＞

- 協働のまちづくり推進組織は、地域内で課題やまちづくりのビジョンを共有し、計画的に解決していくため、取り組む活動方針や内容を定めた協働のまちづくり推進計画を策定することが必要になる。
- 協働のまちづくり推進計画を策定するにあたっては、市が協働のまちづくり推進計画に含む重要な項目などの情報を提供する、一緒に計画について考えるなど計画の作り方について何らかの支援を行う必要がある。
- 市では気づかないような課題などを地域が把握し、計画書に解決策等を定める場合もある。このようにボトムアップで提案される内容も重要なものであり、市の大きな方向性に沿って欲しいと考える一方で、市は地域が作成する協働のまちづくり推進計画の内容を尊重する必要がある。

■ 協働のまちづくり推進計画の策定方法



協働のまちづくり推進計画に基づく協定の締結

- 第22条 協働のまちづくり推進組織は、市長に対し、協働のまちづくり推進計画を提出した上、市と協働のまちづくり推進組織が協働して行う事業を定めた協定（以下「協働のまちづくり協定」という。）の締結を申請することができる。
- 2 市長は、前項の規定により提出された協働のまちづくり推進計画が、次に掲げる要件のすべてに該当すると認めるときは、協働のまちづくり協定を締結するものとする。
- （1）まちづくりの目標、まちづくりの課題、まちづくりの方針、協働のまちづくり推進計画の実施期間その他の規則で定める事項を定めるものであること。
 - （2）活動小学校区を対象とするものであること。
 - （3）法令又は条例に反しないものであること。
 - （4）活動小学校区以外の地域のまちづくりを不当に妨げるものでないこと。
 - （5）前条第2項に定めるところに従い策定又は変更されたものであること。
- 3 協働のまちづくり協定の締結に当たっては、市長と協働のまちづくり推進組織が協議の上、次に掲げる事項を定めるものとする。この場合において、協働のまちづくり協定の期間は、協働のまちづくり推進計画の実施期間の範囲内で定める。
- （1）協働のまちづくり推進計画に定める事業（長期総合計画等に適合しないものを除く。）その他市と協働のまちづくり推進組織が協働して行う事業（以下「協定事業」という。）に関すること。
 - （2）協働のまちづくり協定の期間
 - （3）協働のまちづくり協定を廃止する事由
- 4 協働のまちづくり協定を締結した協働のまちづくり推進組織（以下「協定締結組織」という。）は、必要に応じて、協働のまちづくり推進計画の見直しを行い、必要な変更を加えるよう努めるものとする。
- 5 協定締結組織は、協働のまちづくり推進計画を変更したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

解説

協働のまちづくり推進組織と市長等が協働して行う事業を定めた協定の締結手続きについて規定しています。

<第1項>

協定締結する場合は、協働のまちづくり推進組織が市長に、協働のまちづくり推進計画の提出とともに、協定締結を申請することを定めています。

<第2項>

協働のまちづくり推進計画の内容が、①まちづくりの目標、まちづくりの課題、まちづくりの方針、協働のまちづくり推進計画の実施期間等が規定されている、②計画区域が概ね小学校区となっている、③法律等に違反していない、④該当校区以外のまちづくりに支障をきたさない、⑤地域みんなの計画になるように、誰もが計画づくりに参画し民主的に策定した、ものであれば市長は協定を結ぶことが定められています。

<第3項>

協定の締結では、①協働して実施する事業、②協定期間、③協定を廃止する理由を協働のまちづくり推進組織と市長が協議し、決定することを定めています。

協働して実施する事業は、

- 子どもの健やかな育ち
- 安全・安心な地域づくり
- 地域内又は地域間の交流
- 高齢者等の福祉
- 環境の保全及び地域の美化
- その他地域福祉の向上及び地域の活性化に関する事業

などのうち、協働のまちづくり推進計画に定められた事業になります。

<第4項>

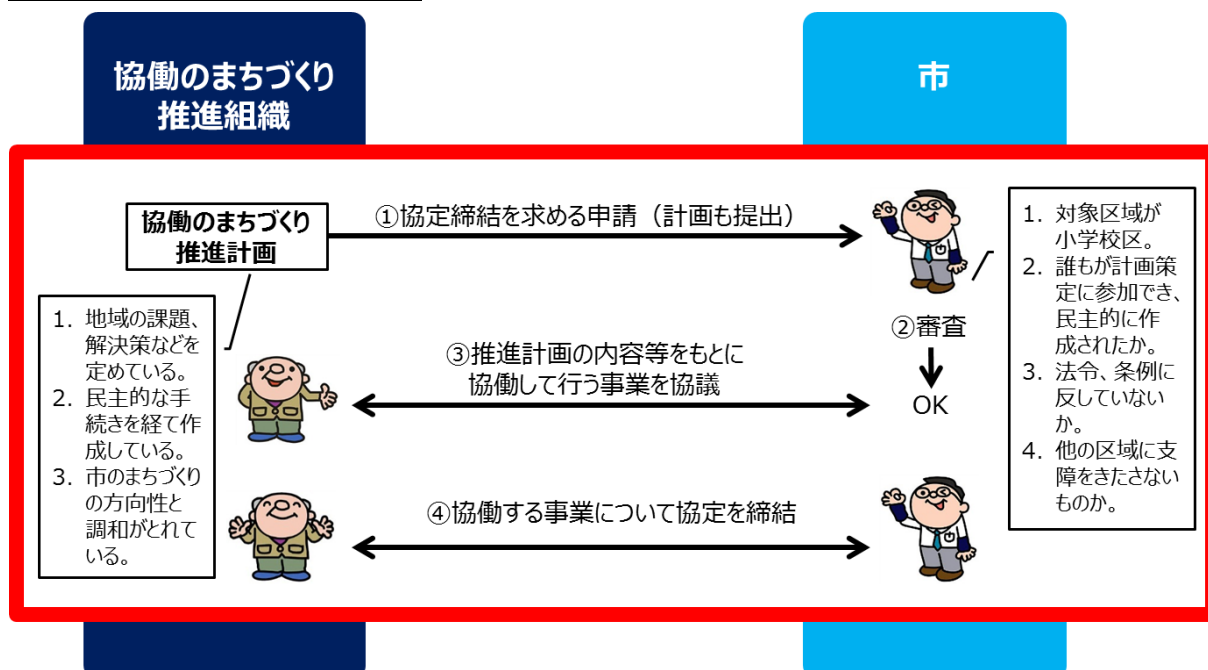
協働のまちづくり推進組織は、計画期間が終了した場合や、計画変更が必要な場合は、必要に応じて修正することを定めています。

この変更にあっても、第21条第2項に定められているとおり、誰もが計画づくりに参画できる形で、策定するように努める必要があります。

<第5項>

第4項で定める計画の変更を行った場合は、協定を締結した協働のまちづくり推進組織が市長に変更した計画を届け出る必要があることを定めています。

■ 協働のまちづくり協定の締結手順



協働のまちづくり協定の公表等

第 2 3 条 市長は、協働のまちづくり協定を締結し、又は廃止したときは、その旨を公表するものとする。

2 市長及び協定締結組織は、協働のまちづくり協定に定められた協定事業に関する事項を誠実に履行するものとする。

解説

協働のまちづくり協定について、市長と協定を締結した協働のまちづくり推進組織が守るべきことを規定しています。

<第 1 項>

協定を締結したときや廃止したときに、市長がその内容等を公表することを定めています。

<第 2 項>

市長と協定を締結した協働のまちづくり推進組織は協働のまちづくり協定に記載した事項を誠実に履行することを定めています。



第3節 地域交付金

地域交付金の交付

- 第24条 市長は、協働のまちづくり推進組織が自主的かつ主体的に協働のまちづくりを推進し、活動小学校区の課題を解決することができるよう、協定締結組織に対し、地域交付金を交付することができる。
- 2 地域交付金の交付の対象となる事業は、協定事業とする。
- 3 地域交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、協定事業を行うために要する経費のうち市長が別に定めるものとする。

解説

協働のまちづくり協定を市と締結した協働のまちづくり推進組織に対し、協定に定められた事業について地域交付金を交付することを定めています。

<第1項>

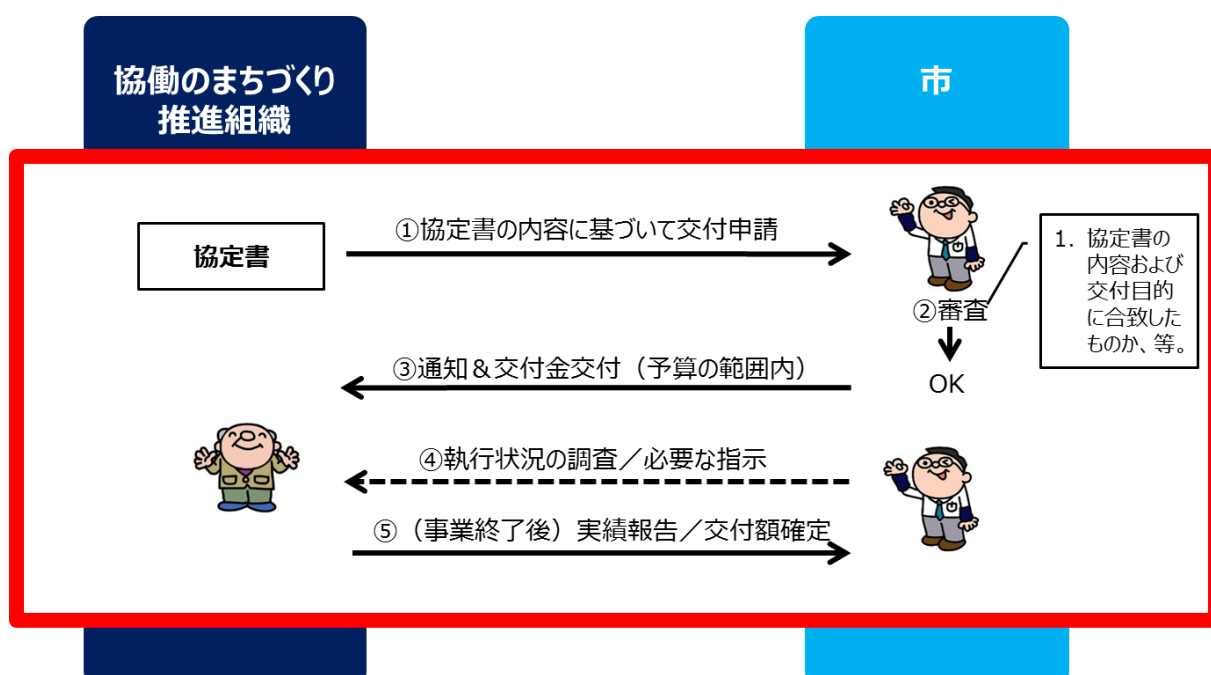
交付対象は、市と協働のまちづくり協定を締結した協働のまちづくり推進組織であることを規定しています。

<第2項>

交付対象となる事業は、協働のまちづくり協定に記載された事業であることを規定しています。この事業は、協働のまちづくり推進組織が策定した協働のまちづくり推進計画に記載された事業であり、その中から、協働のまちづくり推進組織と市が協議して決定するものです。

<第3項>

対象となる経費は、市長が別に定めることを規定しています。



地域交付金の額

第 2 5 条 地域交付金の額は、交付対象経費の総額を上限として、予算の範囲内で市長が別に定める。

解説

地域交付金額は予算の範囲内で、市長が別に定めることを規定しています。

交付申請

第 2 6 条 地域交付金の交付を受けようとする協定締結組織は、規則で定めるところにより、市長に地域交付金の交付申請を行わなければならない。

解説

地域交付金を受ける場合は交付申請を行う（申請主義）ことを規定しています。

交付決定

第 2 7 条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、申請に係る事業の内容及び経費が適当であると認めるときは、地域交付金の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する地域交付金の交付の決定を行うに当たっては、地域交付金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

解説

地域交付金の交付決定手続きを規定しています。

<第 1 項>

地域交付金の申請があったときは、市長は内容を審査し、交付／不交付の決定を行うことを規定しています。

<第 2 項>

交付決定の際に、市長は、交付目的を達成するために必要な条件を付けることができる旨を規定しています。

実績報告

第 28 条 協定締結組織は、協定事業が完了したときは、規則で定めるところにより、市長に事業実績の報告をしなければならない。

解説

地域交付金を受けた協働のまちづくり推進組織が事業を完了した時は、市長に実績の報告をすることを規定しています。

規則では、実績報告書を、年度終了後 30 日以内に提出することとしています。



交付額の確定等

第 29 条 市長は、前条に規定する事業実績の報告があったときは、速やかに交付すべき地域交付金の額を確定するものとする。

2 協定締結組織は、前項の規定により確定した地域交付金の額が交付済の地域交付金の額を下回るときは、その差額を返還するものとする。

解説

地域交付金額の確定および精算について規定しています。

<第 1 項>

実績報告後に、地域交付金の額を確定することを規定しています。

<第 2 項>

地域交付金の確定額が、交付額よりも少ない場合は、その差額を市に返還することを規定しています。

地域交付金の執行に係る調査及び指導

第30条 協定締結組織は、地域交付金の取扱いに当たっては、その公共性を認識し、適正な執行に努めるものとする。

2 市長は、第28条に規定する事業実績の報告のほか、必要に応じて、協定締結組織に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

3 市長は、前項の報告又は調査の結果により必要があると認めるときは、協定締結組織に対して指導又は助言を行うことができる。

解説

地域交付金の執行にあたって、協働のまちづくり推進組織が留意すべき点を規定しています。

<第1項>

地域交付金は公金であるため、協働のまちづくり推進組織は適正に執行しなければならないことを規定しています。

<第2項>

市長は、地域交付金の執行状況について、必要等に応じて調査できることを規定しています。

<第3項>

第2項の調査の結果、必要があるときは、市長が協働のまちづくり推進組織に対し指導・助言できることを規定しています。



交付決定の取消し及び地域交付金の返還

第 3 1 条 市長は、協定締結組織が次に掲げる事項に該当すると認めるときは、地域交付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、既に交付した地域交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 地域交付金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により地域交付金の交付を受けたとき。
- (4) 地域交付金を協定事業以外の用途に使用したとき。
- (5) 協働のまちづくり協定を廃止したとき。

解説

市は協働のまちづくり推進組織に対して、①この条例に違反したとき、②交付に付した条件に違反したとき、③交付金申請書などの書類に偽りがあったとき、④交付金を他の用途に使用したとき、⑤協定を廃止したとき、において地域交付金の返還を求めることができることを定めています。

なお、協働のまちづくり推進組織が解散したり、認定を取り消されたりした時は、協定が廃止されることになり、地域交付金の返還が求められることになります。

第5章 雑則

委任

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

解説

この条例を施行する際に必要な事項は、規則に委任することを規定しています。



參考資料

1 条例の検討経過

(1) (仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会

回 数	開催日	内 容
第 1 回	平成 23 年 2 月 24 日	● 明石市自治基本条例について
第 2 回	平成 23 年 5 月 30 日	● 各地域の現状について ● 明石市における協働のまちづくりに対する取り組みについて
第 3 回	平成 23 年 9 月 29 日	● 地域との意見交換会まとめについて
第 4 回	平成 23 年 11 月 10 日	● 条例に盛り込むべき内容について
第 5 回	平成 23 年 12 月 22 日	● 協働のまちづくりに対する市の考え方や今後の進め方について
第 6 回	平成 24 年 2 月 9 日	● 協働のまちづくり推進組織について
第 7 回	平成 24 年 3 月 26 日	● 協働のまちづくり推進組織の仕組みについて ● 協働のまちづくり推進組織の要件と認定方法について ● 中間支援組織の設置について
第 8 回	平成 24 年 4 月 23 日	● 条例項目（案）別の検討状況について
第 9 回	平成 24 年 6 月 26 日	● 条例項目（案）別の検討状況について
第 10 回	平成 24 年 8 月 28 日	● 条例項目（案）別の検討状況について ● 今後の進め方について
第 11 回	平成 24 年 10 月 25 日	● 条例項目（案）別の検討状況について ● 協働のまちづくり推進計画について ● 中間まとめ（案）について
第 12 回	平成 24 年 11 月 12 日	● 中間まとめ（案）について
第 13 回	平成 26 年 7 月 2 日	● 条例（案）の構成について ● 協働のまちづくりにおける各主体の役割について
第 14 回	平成 26 年 11 月 6 日	● 「第 3 章 協働のまちづくり推進の仕組みと役割分担」の内容について ● 「第 4 章 協働のまちづくり推進組織」／「第 5 章 市による協働のまちづくりへの支援・環境整備」の内容について
第 15 回	平成 27 年 2 月 5 日	● 「第 3 章 協働のまちづくり推進の仕組みと役割分担」の内容について ● 「第 4 章 協働のまちづくり推進組織」／「第 5 章 市による協働のまちづくりへの支援・環境整備」の内容について ● 「第 1 章 総則」／「第 2 章 協働のまちづくりの基本理念・原則」の内容について
第 16 回	平成 27 年 5 月 25 日	● 条例内容案について ● 協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業検証結果について
第 17 回	平成 27 年 7 月 8 日	● 最終提言（案）について

(2) 地域との意見交換会（ワークショップ）

小学校区	開催日	内 容	参加人数
中崎	平成 23 年 8 月 5 日	● 地域の自慢について ● 地域の自慢についてどのように関われるか	19 名
鳥羽	平成 23 年 8 月 26 日	● 活動をより活性化するためどうするか（安全なまちづくり、子ども育成、健康・福祉、生活環境、自治会加入促進） ● そのためにすぐに取り組めることがあるか ● 自分がどう関われるか、関わりたいか	26 名
清水	平成 23 年 8 月 27 日	● 地域の自慢について ● 地域の自慢を活かし地域の活力に変えていくために、①行政、②自治会、③住民の三つの立場に立ってそれぞれどのような役割があるのか	15 名
松が丘	平成 23 年 8 月 28 日	● 松が丘地区の理想 ● 理想の実現のために自分が、みんなが何ができるか（福祉・高齢者、安全・安心、景観・環境）	22 名
花園	平成 23 年 9 月 4 日	● 協働の事例の抽出 ● 協働事例についての課題 ● 解決に向けての方向性	37 名

(3) 協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業

項目	内容
実施期間	● 平成 24 年 11 月～平成 27 年 3 月
実施校区	● 松が丘小校区、江井島小校区、魚住小校区
事業の概要	● 「校区まちづくり組織」が中長期（3 年～10 年）スパンのまちづくり計画書を策定する過程で、民主性、透明性、開放性、計画性をもった運営を意識し、実践しながら「協働のまちづくり推進組織」にステップアップを図る。
当条例との関係	● 平成 24 年 11 月の「中間まとめ」の内容が、地域における普段のまちづくりの取り組みとかい離していないか、についてモデル事業を通じて確認し、検証した。

2 委員名簿

職 務	所属・役職等	氏 名
会 長	兵庫大学生涯福祉学部教授	タバタ カズヒコ 田端 和彦
副会長	大阪ガス(株)エネルギー・文化研究所 特殊研究員	ヒロモト ユカリ 弘本 由香里
委 員	明石市連合自治協議会理事	タケヒサ エイチ 武久 栄一
委 員	明石市連合自治協議会理事	イケウチ マサル 池内 勝
委 員	明石市連合 P T A 顧問	ナカタニ ヨシヒロ 中谷 佳弘
委 員	明石未来 E & S 代表	クワハラ イサオ 桑原 功
委 員	明石市ボランティア連絡会会長	ヤマモト ヨウコ 山本 洋子
委 員	明石商工会議所専務理事	マツムラ カズミ 松村 和美
委 員	公募市民	ニシノ タミヒコ 西野 民彦
委 員	公募市民	モリカワ ノリコ 森川 乃 梨子
委 員	あしや N P O センター	カイシ ミユキ 海士 美雪
委 員	明石市自治基本条例検討委員会元委員	イワハマ ハルコ 岩濱 晴子

※平成 27 年 7 月 1 日時点での所属・役職となっています。

(敬称略)

3 明石市協働のまちづくり推進条例

明石市協働のまちづくり推進条例

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 協働のまちづくり推進の仕組み（第5条－第12条）

第3章 協働のまちづくりのための基盤整備・市民活動への支援（第13条－第16条）

第4章 協働のまちづくり推進組織

第1節 協働のまちづくり推進組織の認定（第17条－第20条）

第2節 協働のまちづくり推進計画（第21条－第23条）

第3節 地域交付金（第24条－第31条）

第5章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、明石市自治基本条例（平成22年条例第3号。以下「自治基本条例」という。）第20条の規定に基づき、協働のまちづくりの推進方策その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 協働 市民と市、市民同士が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることをいう。
- （2） 市民活動 社会的な課題の解決に向けて、市民が自主的かつ主体的に行う、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 営利を主たる目的とする活動
 - イ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- （3） 市民 市内に居住する者（以下「住民」という。）、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内において事業活動若しくは市民活動を行う者若しくは団体をいう。
- （4） 市民活動団体 市内において市民活動を行う、地縁による団体、分野型市民活動団体その他の団体をいう。
- （5） 地縁による団体 自治会、町内会等地縁を基盤として形成された住民を主体とする団体をいう。
- （6） 分野型市民活動団体 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動その他の社会活動を行う団体（第8号に定めるものを除く。）をいう。
- （7） 事業者 市内において、事業活動を行う者又は団体をいう。

- (8) 中間支援組織 市民活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助を行う団体をいう。
- (9) 市長等 市長その他の執行機関（教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）をいう。
- (10) 市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての明石市をいう。

（協働のまちづくりの基本理念）

第3条 市民と市、市民同士は、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むことにより、社会的な課題の解決を図り、もって地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造を目指すものとする。

（協働のまちづくりの基本原則）

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、協働のまちづくりを推進するものとする。

- (1) 目的共有の原則 市民と市、市民同士は、協働によって達成しようとする目的を共有すること。
- (2) 自主性尊重の原則 市民と市、市民同士は、互いの自主性を尊重すること。
- (3) 相互理解の原則 市民と市、市民同士は、互いの情報の交換と対話を通じて相互に理解を深めること。
- (4) 対等の原則 市民と市、市民同士は、共に公共サービスの担い手、まちづくりの当事者として、対等の関係にあること。
- (5) 補完の原則 市民と市、市民同士は、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かすとともに、互いの活動や公共サービスの範囲を補い合うこと。
- (6) 情報共有の原則 市民と市、市民同士は、互いに情報を共有し合うこと。

第2章 協働のまちづくり推進の仕組み

（協働のまちづくり推進の仕組み）

第5条 協働のまちづくりは、市民及び市が、それぞれの活動範囲において次条から第12条までに定める役割を果たしてまちづくりに取り組むこと、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための仕組みを整えること及び市民と市、市民同士の連携を強化することにより推進するものとする。

2 市民は、自治基本条例第17条第1項の規定に基づき、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための組織（以下「協働のまちづくり推進組織」という。）を設立する。

3 協働のまちづくり推進組織が担うまちづくりの基本的な単位は、小学校区とする。

4 小学校区コミュニティ・センターを協働のまちづくりの拠点と位置付け、まちづくりの場とする。ただし、協働のまちづくりをより一層効果的に推進することができる場合は、小学校区コミュニティ・センターに加え、他の施設をまちづくりの場とすることができる。

（市民の役割）

第6条 市民は、自主的かつ主体的にまちづくりに取り組むとともに、市及び他の市民と適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、協働のまちづくりに関する理解を深めるよう努めるものとする。

（協働のまちづくり推進組織の役割）

第7条 協働のまちづくり推進組織は、当該協働のまちづくり推進組織を構成する個人又は団体のみならず、その基本的な活動範囲とする小学校区（以下「活動小学校区」という。）の全ての市民を対象として、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するよう努めるものとする。

(地縁による団体の役割)

第8条 地縁による団体は、その地縁の基礎となる区域に住所を有する住民同士の連携を深めるよう努めるとともに、自主的かつ主体的な活動により、当該区域の身近な課題に対応するよう努めるものとする。

2 地縁による団体は、その地縁の基礎となる区域のまちづくりを担う協働のまちづくり推進組織の運営及び活動に積極的に参画し、又は協力するよう努めるものとする。

(分野型市民活動団体の役割)

第9条 分野型市民活動団体は、その活動する分野における知識及び経験を活用して、協働のまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 分野型市民活動団体は、協働のまちづくり推進組織その他の市民活動団体と連携し、又は協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、自らが地域社会の一員であることを自覚し、地域社会との連携を深めるとともに、地域の公共的又は公益的な活動に自主的に協力し、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

(中間支援組織の役割)

第11条 中間支援組織は、市民に対し、市民活動の活性化を図るための支援を行うとともに、市民と市、市民同士の連携を促進し、又は調整を行うよう努めるものとする。

(市長等の役割)

第12条 市長等は、自治基本条例第16条第1項の規定に基づき、市民と共に協働の仕組みづくりに取り組むものとする。

2 市長等は、自治基本条例第16条第2項の規定に基づき、次章に定めるとおり、まちづくりのための基盤整備を図るとともに、市民との円滑な連携を図るため、市民活動への支援を行うものとする。

3 市長等は、市民が専門性、地域性等を生かすことのできる分野において、協働の機会の創出に努めるものとする。

第3章 協働のまちづくりのための基盤整備・市民活動への支援

(意識啓発)

第13条 市長等は、市民の協働のまちづくりに対する理解と関心を深めるための啓発に努めるものとする。

(人材育成)

第14条 市長等は、市民が協働のまちづくりについて必要な知識及び能力を得ることができるよう、協働のまちづくりに関する情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市長等は、職員の協働のまちづくりに関する意識を高めるよう努めるとともに、協働のまちづくりについて必要な知識及び能力を有する職員の育成に努めるものとする。

(情報の共有)

第15条 市長等は、市民活動に必要な情報を市民に公開し、及び提供するものとする。

2 市長等は、市民活動団体による市民活動の情報の発信に協力するものとする。

3 市長等は、市民同士がまちづくりに関する情報を交換し、共有するためのネットワークづくりに努

めるものとする。

（市民活動の場の提供）

第16条 市長等は、市民に対し、市民活動を行うための場の提供に努めるものとする。

第4章 協働のまちづくり推進組織

第1節 協働のまちづくり推進組織の認定

（協働のまちづくり推進組織の認定）

第17条 市長は、次に掲げる要件のすべてを満たす市民活動団体を協働のまちづくり推進組織として認定することができる。

- （1） 特定の小学校区を基本的な活動範囲とすること。
- （2） 地縁による団体のほか、分野型市民活動団体等の多様な主体が、運営及び活動に参画していること。
- （3） 民主的で開かれた運営が行われ、その方法が規約に定められていること。
- （4） 事業や運営を計画的に行っていること。
- （5） 事業計画、予算、決算、会計処理等に係る資料を公開することにより、運営の透明性を確保していること。
- （6） 運営及び活動に参画できるものを特定の個人又は団体に限定していないこと。
- （7） 正当な理由なく、市民が運営及び活動に参画することを拒むものでないこと。
- （8） 代表者及び役員が、その構成員の意思に基づき、民主的に選出されていること。
- （9） 特定の個人又は団体の利益に寄与することを目的としないこと。

2 前項の規定による認定は、一小学校区について一団体に限り行うものとする。

3 第1項の規定による認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（認定内容の変更）

第18条 協働のまちづくり推進組織は、前条第3項の規定による申請の内容に変更があったときは、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。

（認定の取消し）

第19条 市長は、協働のまちづくり推進組織が、次の各号のいずれかに該当するときは、協働のまちづくり推進組織の認定を取り消すものとする。

- （1） 第17条第1項各号の要件に適合しなくなったと認めるとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により協働のまちづくり推進組織の認定を受けたとき。

（協働のまちづくり推進組織の構成員）

第20条 協働のまちづくり推進組織は、地縁による団体、分野型市民活動団体、事業者、個人等の多様な主体で構成されるものとする。

2 自治会及び町内会は、協働のまちづくり推進組織を構成する主要な団体であり、等しくまちづくりの成果を享受する地域住民は、自治会及び町内会のコミュニティ活動に自主的かつ主体的に参画するように努めるものとする。

3 市民は、協働のまちづくり推進組織の運営又は活動に参画して市民活動を行う場合は、自己又は特定の個人若しくは団体の利益を図ることを目的としてはならない。

第2節 協働のまちづくり推進計画

(協働のまちづくり推進計画の策定)

第21条 協働のまちづくり推進組織は、活動小学校区における協働のまちづくりに関する基本的な計画（以下「協働のまちづくり推進計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 協働のまちづくり推進組織は、協働のまちづくり推進計画を策定するに当たっては、民主的な手続を経るよう努めるほか、活動小学校区の住民の意見を聴くよう努めるものとする。策定した協働のまちづくり推進計画を変更しようとするときも同様とする。

3 市長等は、協働のまちづくり推進計画が前項に定めるところに従い策定又は変更されたものである場合は、協働のまちづくり推進計画に規定される内容（次条第2項各号に掲げる事項及び本市の長期総合計画、都市計画マスタープランその他まちづくりに関する重要な基本計画（以下「長期総合計画等」という。）に適合しない部分を除く。）が実現されるよう適切な配慮を行うものとする。

(協働のまちづくり推進計画に基づく協定の締結)

第22条 協働のまちづくり推進組織は、市長に対し、協働のまちづくり推進計画を提出した上、市と協働のまちづくり推進組織が協働して行う事業を定めた協定（以下「協働のまちづくり協定」という。）の締結を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により提出された協働のまちづくり推進計画が、次に掲げる要件のすべてに該当すると認めるときは、協働のまちづくり協定を締結するものとする。

- (1) まちづくりの目標、まちづくりの課題、まちづくりの方針、協働のまちづくり推進計画の実施期間その他の規則で定める事項を定めるものであること。
- (2) 活動小学校区を対象とするものであること。
- (3) 法令又は条例に反しないものであること。
- (4) 活動小学校区以外の地域のまちづくりを不当に妨げるものでないこと。
- (5) 前条第2項に定めるところに従い策定又は変更されたものであること。

3 協働のまちづくり協定の締結に当たっては、市長と協働のまちづくり推進組織が協議の上、次に掲げる事項を定めるものとする。この場合において、協働のまちづくり協定の期間は、協働のまちづくり推進計画の実施期間の範囲内で定める。

- (1) 協働のまちづくり推進計画に定める事業（長期総合計画等に適合しないものを除く。）その他市と協働のまちづくり推進組織が協働して行う事業（以下「協定事業」という。）に関すること。
- (2) 協働のまちづくり協定の期間
- (3) 協働のまちづくり協定を廃止する事由

4 協働のまちづくり協定を締結した協働のまちづくり推進組織（以下「協定締結組織」という。）は、必要に応じて、協働のまちづくり推進計画の見直しを行い、必要な変更を加えるよう努めるものとする。

5 協定締結組織は、協働のまちづくり推進計画を変更したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(協働のまちづくり協定の公表等)

第23条 市長は、協働のまちづくり協定を締結し、又は廃止したときは、その旨を公表するものとする。

- 2 市長及び協定締結組織は、協働のまちづくり協定に定められた協定事業に関する事項を誠実に履行するものとする。

第3節 地域交付金

(地域交付金の交付)

第24条 市長は、協働のまちづくり推進組織が自主的かつ主体的に協働のまちづくりを推進し、活動小学校区の課題を解決することができるよう、協定締結組織に対し、地域交付金を交付することができる。

- 2 地域交付金の交付の対象となる事業は、協定事業とする。

- 3 地域交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、協定事業を行うために要する経費のうち市長が別に定めるものとする。

(地域交付金の額)

第25条 地域交付金の額は、交付対象経費の総額を上限として、予算の範囲内で市長が別に定める。

(交付申請)

第26条 地域交付金の交付を受けようとする協定締結組織は、規則で定めるところにより、市長に地域交付金の交付申請を行わなければならない。

(交付決定)

第27条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、申請に係る事業の内容及び経費が適当であると認めるときは、地域交付金の交付の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項に規定する地域交付金の交付の決定を行うに当たっては、地域交付金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第28条 協定締結組織は、協定事業が完了したときは、規則で定めるところにより、市長に事業実績の報告をしなければならない。

(交付額の確定等)

第29条 市長は、前条に規定する事業実績の報告があったときは、速やかに交付すべき地域交付金の額を確定するものとする。

- 2 協定締結組織は、前項の規定により確定した地域交付金の額が交付済の地域交付金の額を下回るときは、その差額を返還するものとする。

(地域交付金の執行に係る調査及び指導)

第30条 協定締結組織は、地域交付金の取扱いに当たっては、その公共性を認識し、適正な執行に努めるものとする。

- 2 市長は、第28条に規定する事業実績の報告のほか、必要に応じて、協定締結組織に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

- 3 市長は、前項の報告又は調査の結果により必要があると認めるときは、協定締結組織に対して指導又は助言を行うことができる。

(交付決定の取消し及び地域交付金の返還)

第31条 市長は、協定締結組織が次に掲げる事項に該当すると認めるときは、地域交付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、既に交付した地域交付金の全部又は一部の返還を命ずる

ことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 地域交付金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により地域交付金の交付を受けたとき。
- (4) 地域交付金を協定事業以外の用途に使用したとき。
- (5) 協働のまちづくり協定を廃止したとき。

第5章 雑則

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

4 明石市協働のまちづくり推進条例施行規則

明石市協働のまちづくり推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市協働のまちづくり推進条例（平成27年条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(認定の申請)

第3条 条例第17条第3項の規定により協働のまちづくり推進組織の認定を受けようとするもの（以下「認定申請者」という。）は、協働のまちづくり推進組織認定申請書に認定申請者の規約、構成員表、予算資料、決算資料その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、協働のまちづくり推進組織認定申請書の提出があったときは、速やかにその審査を行い、協働のまちづくり推進組織に認定すると決定したときは協働のまちづくり推進組織認定決定通知書により、協働のまちづくり推進組織に認定しないと決定したときは協働のまちづくり推進組織不認定決定通知書により、認定申請者に通知するものとする。

(認定内容の変更)

第4条 条例第18条の規定による申請内容の変更の届出は、協働のまちづくり推進組織認定内容変更届出書によらなければならない。

(認定の取消し)

第5条 市長は、条例第19条の規定による認定の取消しをしたときは、速やかにその旨を当該取消しに係る協働のまちづくり推進組織に対し、協働のまちづくり推進組織認定取消通知書により通知するものとする。

(協定締結の申請)

第6条 条例第22条第1項の規定により市と協働のまちづくり協定の締結をしようとするもの（以下「協定締結申請者」という。）は、協働のまちづくり協定締結申請書に協働のまちづくり推進計画を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、協働のまちづくり協定締結申請書の提出があったときは、速やかにその審査を行い、協働のまちづくり協定を締結すると決定したときは協働のまちづくり協定締結決定通知書により、協働のまちづくり協定を締結しないと決定したときは協働のまちづくり協定不締結決定通知書により、協定締結申請者に通知するものとする。

(協働のまちづくり推進計画の内容)

第7条 条例第22条第2項第1号に規定する協働のまちづくり推進計画に定めるべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) まちづくりの目標
- (2) まちづくりの課題
- (3) まちづくりの方針

- (4) 協働のまちづくり推進計画の実施期間
 - (5) 活動小学校区
 - (6) 実施する事業
 - (7) その他市長が必要と認める事項
- (協定の廃止の申出)

第8条 市長又は協働のまちづくり協定を締結した協働のまちづくり推進組織（以下「協定締結組織」という。）は、協働のまちづくり協定に定める廃止事由があると認めるときは、それぞれ協働のまちづくり協定の相手方に対し、協働のまちづくり協定の廃止を申し出ることができる。

- 2 前項の廃止の申出は、協働のまちづくり協定廃止申出書によらなければならない。
- (計画変更の届出)

第9条 条例第22条第5項の規定による協働のまちづくり推進計画の変更の届出は、協働のまちづくり推進計画内容変更届出書によらなければならない。

(地域交付金の交付申請)

第10条 条例第26条の規定により地域交付金の交付申請を行おうとするもの（以下「交付申請者」という。）は、地域交付金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、地域交付金交付申請書の提出があったときは、速やかにその審査を行い、地域交付金を交付すると決定したときは地域交付金交付決定通知書により、地域交付金を交付しないと決定したときは地域交付金不交付決定通知書により、交付申請者に通知するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第11条 前条第2項の規定による地域交付金の交付の決定を受けたもの（以下「交付事業者」という。）が当該交付決定に係る申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に地域交付金交付申請取下書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の地域交付金交付申請取下書の提出があったときは、当該申請に係る地域交付金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付申請の変更)

第12条 交付事業者は、第10条第1項の申請の内容を変更しようとするときは、地域交付金交付決定内容変更申請書に、同項各号に掲げる書類のうち変更しようとする事項に関するものを添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、地域交付金交付決定内容変更申請書の提出があったときは、速やかにその審査を行い、地域交付金の交付決定の内容の変更を認めると決定したときは地域交付金交付決定内容変更承認通知書により、地域交付金の交付決定の内容の変更を認めないと決定したときは地域交付金交付決定内容変更不承認通知書により、交付事業者に通ずるものとする。

(交付事業の廃止)

第13条 交付事業者は、交付事業を廃止しようとするときは、交付事業廃止承認申請書を市長に提

出しなければならない。

- 2 市長は、交付事業廃止承認申請書の提出があったときは、速やかにその審査を行い、交付事業の廃止を認めると決定したときは交付事業廃止承認通知書により、交付事業の廃止を認めないと決定したときは交付事業廃止不承認通知書により、交付事業者に通知するものとする。

（地域交付金の概算払い）

第14条 交付事業者は、第10条第2項の規定による地域交付金の交付の決定を受けたときは、速やかに、地域交付金概算払請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該交付事業者に地域交付金の概算払いを行うものとする。

（実績報告）

第15条 条例第28条に規定する事業実績の報告（以下「実績報告」という。）は、交付事業実績報告書兼積立承諾申請書に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

（1）収支決算書

（2）その他市長が必要と認める書類

- 2 実績報告は、地域交付金の交付決定の日の属する年度の終了後30日以内に行わなければならない。

（交付額の確定等）

第16条 市長は、第14条第2項の規定による地域交付金の概算払いの後、実績報告があったときは、その内容の審査を行い、条例第24条第3項に定める経費の額（前年度において次条第2項第1号に規定する短期積立が行われた場合にあっては、当該経費の額から第22条第2項の規定により当該短期積立による積立金が充てられた額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては零とする。））に第20条第3項に規定する積立金の確定額を加えた額と地域交付金の交付決定額（交付決定額が変更された場合にあっては変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）のうちいずれか低い額を地域交付金の額として確定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、地域交付金の額を確定したときは、地域交付金・積立金額確定通知書により、当該交付事業者に通知するものとする。

- 3 第1項の精算の結果、確定した地域交付金の額が交付済の地域交付金の額を下回るときは、条例第29条第2項の規定により、その差額を返還させるものとする。

（地域交付金の積立て）

第17条 交付事業者は、翌年度に実施する事業の経費に充てるため、又は協働のまちづくり推進計画に定める特定の事業の実施に備えるため、市長の承諾を得て、地域交付金の一部を積み立てることができる。

- 2 前項の規定による地域交付金の積立て（以下「積立て」という。）は、次の各号に掲げる区分ごとに行うものとする。

（1）翌年度に実施する事業の経費に充てるために行う積立て（以下「短期積立」という。）

（2）協働のまちづくり推進計画に定める特定の事業の実施に備えるために行う積立て（前号に定めるものを除く。以下「長期積立」という。）

- 3 長期積立は、次条第3項の規定による積立計画の承諾を受けた日から同日以後4年を経過する

日の属する年度の末日までの間に限り、行うことができる。

4 積立てを行うことができる金額は、次の各号に掲げる積立ての区分に応じ、当該各号に定める額以内の額とする。

(1) 短期積立 当該年度分の交付決定額の8分の1の額

(2) 長期積立 1年度につき、当該年度分の交付決定額の4分の1の額

(地域交付金の積立計画の承諾)

第18条 長期積立を行おうとする交付事業者は、あらかじめ長期積立のための積立計画を策定し、当該計画について市長の承諾を受けなければならない。

2 前項の承諾を受けようとする交付事業者は、積立てを開始する日の属する年度分の地域交付金に係る第10条第1項の申請に併せて地域交付金積立計画承諾申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、地域交付金積立計画承諾申請書の提出があったときは、速やかにその審査を行い、積立計画を認めると決定したときは地域交付金積立計画承諾通知書により、積立計画を認めないと決定したときは地域交付金積立計画不承諾通知書により、交付事業者に通知するものとする。

(地域交付金の積立計画の変更)

第19条 交付事業者は、前条第1項の積立計画の内容を変更しようとするときは、地域交付金積立計画変更承諾申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、地域交付金積立計画変更承諾申請書の提出があったときは、速やかにその審査を行い、積立計画の内容の変更を認めると決定したときは地域交付金積立計画変更承諾通知書により、積立ての実施の内容の変更を認めないと決定したときは地域交付金積立計画変更不承諾通知書により、交付事業者に通知するものとする。

(積立金承諾申請)

第20条 交付事業者は、地域交付金の積立てを行うときは、交付事業実績報告書兼積立承諾申請書により、市長に積立ての承諾を申請するものとし、長期積立の場合にあっては、積立てを行う年度ごとに当該申請を行うものとする。

2 前項の申請は、積立てを行う年度の実績報告に併せて行うものとする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、速やかにその審査を行い、積立てを承諾する額を確定したときは、地域交付金・積立金額確定通知書により、当該交付事業者に通知するものとする。

4 市長は、前項の通知を行うに当たっては、積立ての目的を達成するために必要な条件を付することができる。

5 第3項の通知は、第16条第2項の通知に併せて行うものとする。

(積立金の取り崩し)

第21条 前条第3項の規定により承諾を受けて積立てを行った地域交付金(以下「積立金」という。)は、次の各号に掲げる積立ての区分に応じ、当該各号に定める経費に充てる場合に限り、取り崩すことができる。

(1) 短期積立 前条第3項の規定による積立金額の確定の通知に係る年度の翌年度の協定事業に係る条例第24条第3項に定める経費

(2) 長期積立 第19条第2項の規定により承諾を受けた計画に定める積立ての目的である事業

（以下「特定事業」という。）に係る条例第24条第3項に定める経費

- 2 長期積立の積立金は、第18条第3項の規定により承諾を受けた積立計画に係る積立ての期間が満了した年度の翌年度中に限り、取り崩すことができる。

（短期積立の返還等）

第22条 第20条第3項の規定により短期積立を承諾する額の確定の通知を受けたもの（以下「短期積立事業者」という。）は、短期積立を行った日の属する年度の翌年度における実績報告に併せて、その使用額を市長に報告するものとする。

- 2 短期積立事業者は、短期積立を行った日の属する年度の翌年度における交付事業の実施に当たっては、当該短期積立による積立金及び当該年度の地域交付金の順にその経費に充てるものとする。
- 3 短期積立事業者は、短期積立を行った日の属する年度の翌年度における条例第24条第3項に定める経費の額が第20条第3項の規定による短期積立ての積立金の確定額を下回るときは、その差額を市長に返還するものとする。

（長期積立の返還等）

第23条 第20条第3項の規定により長期積立を承諾する額の確定の通知を受けたもの（以下「長期積立事業者」という。）は、特定事業が完了したとき、第21条第2項に規定する取り崩すことができる期間を経過したとき又は市長の承諾を受けて特定事業を廃止するときは、特定事業実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 特定事業に係る収支決算書

（2） その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、特定事業実績報告書の提出があったときは、速やかに当該特定事業に係る第21条第1項第2号に定める経費の総額を確定し、特定事業対象経費額確定通知書により長期積立事業者に通知するものとする。
- 3 長期積立事業者は、前項の規定により確定した経費の総額が、当該特定事業に係る積立金の総額を下回るときは、その差額を市長に返還するものとする。

（財産の管理及び処分）

第24条 交付事業者は、交付事業又は特定事業により取得し、又は効用の増加した市長が別に定める財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、地域交付金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

- 2 交付事業者は、取得財産を、市長の承認を受けずに、地域交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は撤去し、若しくは移設してはならない。ただし、地域交付金の交付の目的及び当該取得財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（帳簿の保管）

第25条 交付事業者は、交付事業及び特定事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、当該交付事業及び特定事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第26条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の明石市協働のまちづくり推進条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第17条第4項第1号の規定は、この規則の施行の日以後に改正後の規則第10条第2項の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた地域交付金に係る短期積立（改正後の規則第17条第2項第1号に規定する短期積立をいう。以下同じ。）の金額の算定について適用し、同日前に交付決定を受けた地域交付金に係る短期積立の金額の算定については、なお従前の例による。

明石市協働のまちづくり推進条例逐条解説

令和6年4月

明石市 市民生活局 市民協働推進室 コミュニティ・生涯学習課

〒673-8686 明石市中崎 1 丁目 5-1

TEL 078-918-5004

FAX 078-918-5131

E-mail communit@city.akashi.lg.jp